

令和7（2025）年度
自己点検・評価報告書

令和8（2026）年3月
松山東雲短期大学

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	21
基準 4. 教育課程	48
基準 5. 教員・職員	57
基準 6. 経営・管理と財務	67

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

①松山東雲短期大学の建学の精神・基本理念

学校法人松山東雲学園（以下、「本学園」という）は、同志社に学び、松山第一基督教会（現日本キリスト教団松山教会）の初代牧師であった二宮邦次郎によって明治 19（1886）年 9 月 16 日に開設された、四国最初の女学校である「私立松山女学校」を前身としている。二宮牧師は、聖書に基づき、人間の尊厳を女性自らが自覚し、敬虔な信仰をもった賢明で自立的な、更には国際的な視野をもった人物を育てる女子教育の必要性を確信し、キリスト教の精神を教育の基盤とし、女学校を設立した。

本学園が、長い教育の歴史を通じて特に重視してきたのが、『新約聖書』の「コリントの信徒への手紙 I」第 13 章に説かれた、信仰と希望と愛に生きることの大切さである。本学園はそこに建学の精神を見だし、スクールモットーとして「信仰・希望・愛」を掲げ、チャペル・アワーや各種式典などでとりあげるとともに学歌、学章などにあらわし、共有してきた。建学の精神は以下のとおり、本学ホームページ等で明示している。

「松山東雲学園の建学の精神は、『信仰・希望・愛』であらわされるキリスト教精神です。本学園は、この精神にもとづき、神を畏れ、神による希望に生き、神と隣人を愛する、自立した女性を育成する教育を目指します」

②本学の使命・目的

松山東雲短期大学（以下、「本学」という）の使命・目的は、「松山東雲短期大学学則」（以下、「学則」という）第 1 条に次のとおり定めている。

第 1 条 本学は、キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。

本学園の源流にある私立松山女学校は、男女の教育機会の格差が大きく、高等教育が女性に門戸を閉ざしていた明治中期、「学びたい」という一人の少女の願いに応えるために開かれたといわれている。男女共同参画が謳われる今日、女性活躍の推進はますます重要な教育的課題であり、本学園に継承されてきた建学の精神・教育理念に立って地域の女子教育を担っていくことが、本学の担う使命・目的である。

③本学の個性・特色等

（ア）キリスト教の精神に基づく大学であること

本学は、併設大学、中学・高等学校等とともに、長い伝統をもつキリスト教の精神に基づく教育を行う学園の短期大学として地域社会に広く認知されている。二宮邦次郎が初代牧師を務めた日本キリスト教団松山教会をはじめとして、全国の教会及びキリスト教学校との間にネットワークをもち、キャンパスには本学の象徴となる壮大なチャペルを有する。チャペルで営まれる週 1 回のチャペル・アワーや行事などは、本学での教育を強く特色づけるものである。

(イ) 四国で唯一の女子短期大学であること

本学園は松山の地に139年の歴史をもつ女子教育機関であり、本学は現在、四国で唯一の女子短期大学である。学びの機会や学生生活等の中で学生が主体性やリーダーシップを培うよう努め、また今日的課題である男女共同参画あるいはジェンダー平等などの視点を取入れ、更には女性のライフキャリア支援を充実させるなど、女子短期大学という教育環境を生かした教育活動を推進することができる。

(ウ) 地域密着型の短期大学であること

本学園の女子教育機関としての歩みを振り返ると、キリスト教の精神に基づきつつ、常に地域社会との強い結びつきのうちに教育を実践してきた。令和7(2025)年度入学生のうち愛媛県出身者が96.9%(うち松山市出身者が43.3%)、また令和7(2025)年3月卒業生のうち県内就職者は91.7%であり、その意味でも、地域社会との繋がりがきわめて強いことが本学の特徴である。この特徴を生かして、地域社会・諸機関と連携し、学生の社会的・体験的学修機会の拡充を図り、地域との交流の中で人材を育成することができる。同時に、大学の教育研究活動、学生生活などを地域に還元することによって、積極的に地域への発信、協力・貢献を果たすことができる。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

①松山東雲学園の沿革

年 号	西 暦	事 項
明治19年 9月16日	1886	私立松山女学校創立
昭和 7年 2月10日	1932	松山東雲高等女学校と改称
昭和10年 2月 8日	1935	財団法人松山東雲高等女学校を組織
昭和22年 4月 1日	1947	学制改革により松山東雲中学校併設
昭和23年 4月 1日	1948	松山東雲高等学校設置
昭和26年 3月10日	1951	学校法人松山東雲高等学校に組織変更
昭和27年 4月 1日	1952	松山東雲カレッジ設置
昭和31年 4月 1日	1956	学校法人松山東雲学園に名称変更
昭和32年 3月22日	1957	松山東雲栄養学院設置認可
昭和32年 4月 1日	1957	松山東雲栄養学院開設
昭和40年 3月20日	1965	松山東雲カレッジ・松山東雲栄養学院閉校
昭和56年 4月 1日	1981	松山東雲高等学校全日制課程英語科設置
平成 3年12月20日	1991	松山東雲女子大学人文学部（人間文化学科・言語文化学科）設置認可
平成 4年 4月 1日	1992	松山東雲女子大学開設
平成10年 4月 1日	1998	松山東雲女子大学言語文化学科を国際文化学科に名称変更
平成10年12月22日	1998	松山東雲女子大学人間心理学科設置認可
平成11年 4月 1日	1999	松山東雲女子大学人間心理学科開設
平成13年 4月 1日	2001	松山東雲高等学校英語情報科開設、英語科募集停止
平成15年 3月31日	2003	松山東雲高等学校英語科廃止
平成16年 4月 1日	2004	松山東雲高等学校英語情報科募集停止
平成19年 4月 1日	2007	松山東雲女子大学人文学部（人間文化学科・国際文化学科・人間心理学科）募集停止
平成19年 4月 1日	2007	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科・国際文化学科開設
平成23年 4月 1日	2011	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科の2専攻を、子ども専攻と心理福祉専攻に改編、国際文化学科を募集停止
平成30年 4月 1日	2018	松山しなのめ学園附属保育園を開設
令和 4年 4月 1日	2022	松山東雲女子大学開学 30 周年

松山東雲短期大学

令和 6年 4月 1日	2024	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科に地域イノベーション専攻を新設 附属幼稚園と附属保育園を松山しのめ認定こども園に移行 松山東雲学園児童クラブ開設
-------------	------	--

②松山東雲短期大学の沿革

年 号	西 暦	事 項
昭和39年 1月25日	1964	松山東雲短期大学食物科設置認可
昭和39年 4月 1日	1964	松山東雲短期大学開設
昭和41年 1月25日	1966	松山東雲短期大学家政科・保育科・英文科設置認可
昭和41年 4月 1日	1966	松山東雲短期大学家政科・保育科・英文科開設
昭和43年 1月10日	1968	松山東雲短期大学附属幼稚園設置認可
昭和43年 4月 1日	1968	松山東雲短期大学附属幼稚園開設
昭和58年12月22日	1983	松山東雲短期大学秘書科設置認可
昭和59年 4月 1日	1984	松山東雲短期大学秘書科開設
昭和61年12月23日	1986	松山東雲短期大学生活科学科設置認可
昭和62年 4月 1日	1987	松山東雲短期大学生活科学科開設、食物科・家政科募集停止
平成元年10月12日	1989	松山東雲短期大学食物科・家政科廃止認可
平成10年12月22日	1998	松山東雲短期大学生活文化学科設置認可
平成11年 4月 1日	1999	松山東雲短期大学生活文化学科開設、英文科・生活科学科生活文化専攻募集停止
平成11年 4月 1日	1999	松山東雲短期大学生活科学科生活環境専攻を生活科学科生活デザイン専攻に名称変更
平成12年 3月31日	2000	松山東雲短期大学生活科学科生活文化専攻廃止
平成12年 7月28日	2000	松山東雲短期大学英文科廃止認可
平成13年12月20日	2001	松山東雲短期大学専攻科福祉専攻設置認可
平成14年 4月 1日	2002	松山東雲短期大学専攻科福祉専攻開設
平成20年 4月 1日	2008	松山東雲短期大学生活文化学科募集停止、松山東雲短期大学生活科学科に介護福祉専攻開設
平成21年 3月31日	2009	松山東雲短期大学専攻科福祉専攻廃止
平成23年 3月31日	2011	松山東雲短期大学生活科学科生活デザイン専攻廃止
平成26年 4月 1日	2014	松山東雲短期大学秘書科を現代ビジネス学科に名称変更

松山東雲短期大学

平成27年 4月 1日	2015	松山東雲短期大学生活科学科介護福祉専攻募集停止
平成29年 4月 1日	2017	松山東雲短期大学生活科学科食物栄養専攻を食物栄養学科に名称変更 松山東雲短期大学附属幼稚園を松山東雲学園附属幼稚園に名称変更

2. 本学の現況

・短期大学名

松山東雲短期大学

・所在地

愛媛県松山市桑原3丁目2番1号

・学科構成、学生数（人）

（令和7（2025）年5月1日現在）

学 科	入学定員	収容定員	在学生数
保育科	100	200	146
現代ビジネス学科	40	110	60
食物栄養学科	80	160	105
合 計	220	470	311

・教員数（人）

学 科	基幹教員数				
	教授	准教授	講師	助教	計
保育科	3	4	0	1	8
現代ビジネス学科	3	1	0	0	4
食物栄養学科	2	4	1	0	7
短期大学全体の 入学定員に応じ 定める基幹教員	0	0	0	0	0
合 計	8	9	1	1	19

・職員数（人）

正職員	嘱託職員	パート	派遣	計
14	5	13	1	33

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

本学では、教授会の開会にあたっては必ず祈祷を行い、建学の精神及び使命・目的を想起・共有している。また毎年の本学園創立記念日においては、記念礼拝を行い、建学の精神と使命・目的について再確認している。

新任教職員の募集に際しては、公募要領に「本学の建学の精神（キリスト教の精神に基づく教育）に理解がある者」であることを必ず要件に加え、また「新任教職員オリエンテーション」において建学の精神、使命・目的、個性・特色を説明の上、理解・協力を求めている。

学生に対しても、様々な機会を通じて周知を図っている。本学の入学式や卒業式は礼拝の形式をとり、そこで必ずスクール・モットーである「信仰、希望、愛」が述べられ、また学長式辞を通じて、建学の精神及び教育理念、使命・目的が伝えられる。学生は、必修科目の「キリスト教学」及びチャペル・アワーを通じて、建学の精神及び使命・目的を学ぶ。チャペル・アワーの講話（チャペル・トーク）は、冊子「黎明」として、学内は役職者、学外は牧師招待チャペルで配付している。なお、チャペル・アワーについては年間に数度、オープン・チャペルとして学外の方々にも開放しており、認定こども園のこどもやその保護者会の方々も参加されている。

その他、「履修要覧」「キャンパス・ガイド」によっても、建学の精神、教育目的等を周知している。

高等学校並びに高校生等に向けては、「学生募集要項」「大学案内」等の印刷物や入学者選抜説明会、高等学校訪問、オープンキャンパスなどの機会を通じて、建学の精神、教育目的等の周知に努めている。学生の家族・保証人に対しては「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教育振興会報告」、本学園の卒業生に対しては松山東雲学園同窓会報「雪びら」、地域社会に対しては本学ホームページ等によって、建学の精神及び教育理念、使命・目的を伝えている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-1】 創立記念礼拝式次第 令和 7（2025）年度
- 【資料 1-1-2】 新任教職員オリエンテーション次第 令和 7（2025）年度
- 【資料 1-1-3】 非常勤講師用 授業運営の手引 令和 7（2025）年度
- 【資料 1-1-4】 入学式次第 令和 7（2025）年度
- 【資料 1-1-5】 チャペル・アワースケジュール 令和 7（2025）年度前学期
- 【資料 1-1-6】 履修要覧
- 【資料 1-1-7】 Shinonome キャンパス・ガイド 2025
- 【資料 1-1-8】 松山東雲短期大学 学生募集要項 令和 8（2026）年度
- 【資料 1-1-9】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 大学案内 2026
- 【資料 1-1-10】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教育振興会報告
- 【資料 1-1-11】 松山東雲学園同窓会報「雪びら」
- 【資料 1-1-12】 松山東雲短期大学ホームページ「建学の精神・教育理念・キリスト教教育」

1-1-② 中期的な計画への反映

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するため、中期計画を策定している。令和 6（2024）年には、新たに令和 11（2029）年度までの「学校法人 松山東雲学園 中期計画 2024 年度～2029 年度（大学・短期大学）」（以下、「中期計画」という）を策定した。この中期計画は、「教育」「学生支援」「学生募集」に関する中期目標と事業計画で構成されており、本学の使命・目的及び教育目的が明確に反映されている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-13】 学校法人松山東雲学園 中期計画 令和 7（2025）年度

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は、学則に定める学科・専攻の教育目的を踏まえ、策定している。

ディプロマポリシーは、教育理念と教育目的に基づき、学生が卒業時まで身に付けるべき三つの能力（「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」）の観点から策定されている。また、カリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーを実現するための教育課程の編成及び実施について定めている。更に、アドミッションポリシーは、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受入れるために、ディプロマポリシーで示す三つの能力に対応した「求める学生像」と「求める学習歴」を示している。

このように、本学の三つのポリシーは、学科・専攻の教育目的を起点とした一貫性・整合性を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-14】 松山東雲短期大学ホームページ「教育方針（三つのポリシー）」

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学園は、寄附行為で定めた目的を達成するため、松山東雲短期大学、松山東雲女子大学、松山東雲高等学校、松山東雲中学校、松山東雲学園附属幼稚園及び松山しのめ学園附属保育園を設置している。

本学における教育研究組織の構成との整合性については、本学の教育目的達成のために、学則第3条に示すように、保育科、現代ビジネス学科、食物栄養学科の3学科を設置している。

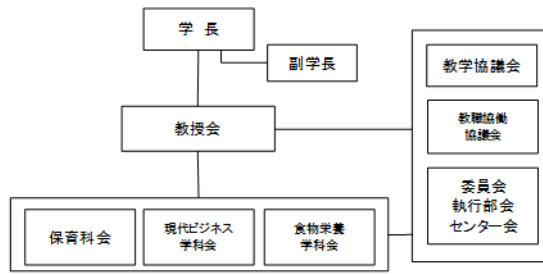
教育研究を推進する教学組織は、図1-2-1のとおりであり、使命・目的及び教育目的の達成のための組織体制が確立されている。また、本学は同一キャンパス内に併設する大学との一体化を進めることによって教育研究力の一層の向上を図っており、多くの部門で合同組織、若しくは密接な連携・協力体制をとっている。これにより、建学の精神の実現、使命・目的及び教育目的の達成をより効率的な組織体制で実現できている。以上のとおり、本学の教育研究組織構成は、適切であり整合性を確保している。

<エビデンス集（資料編）>

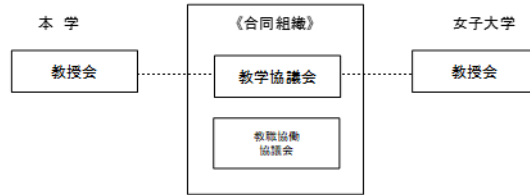
【資料1-1-15】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教育職員役職規程

【資料1-1-16】学校法人松山東雲学園 事務組織規程

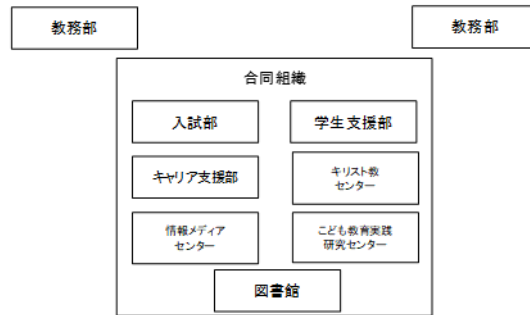
松山東雲短期大学



組織関係図



《執行部・センター組織》



《委員会組織》



図 1-2-1 本学の教学組織図

1-1-⑤ 変化への対応

本学は、昭和 39（1964）年に県下最初の女子の短期大学として開学以来、建学の精神を堅持しながらも、社会情勢の変化に応えるため、本学の目的と学科の教育目的を見直してきた。

本学の目的について、平成 29（2017）年度までは以下の表現を用いていた。

（目的）

第 1 条 本学はキリスト教の精神にもとづく建学の理想実現をめざし、教育基本法・学校教育法等にしたがって、女性に対し人格を高め教養を培うとともに、実生活に関する専門教育を行い、よい社会人を育成することを目的とする。

平成 30（2018）年度にその見直しを行い、以下のとおりとした。

（目的）

第 1 条 本学は、キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。

女性を取巻く社会情勢が変化する中で、キーワードの一つとして「女性の活躍」を盛り込み、新たな女性の育成像を打出した。

また、学科の教育目的については、主に学科改編等を機に見直している。近年の主だった取組みとして、平成 26（2014）年には、企業等で求められる幅広い人材ニーズに応えるために「秘書科」を「現代ビジネス学科」に名称変更し、教育目的、カリキュラム等の見直しを行った。平成 27（2015）年には、入学者数の減少により収容定員充足率が 50%台にまで低下した「生活科学科介護福祉専攻」を募集停止した。また、平成 29（2017）年には、「生活科学科食物栄養専攻」を「食物栄養学科」に名称変更、その後、教育目的の再定義をとおした改革を行った。

このように建学の精神を継承しながらも、本学の目的、そして学科の教育目的を機動的に見直してきた。令和 7（2025）年度には、急激な少子化傾向を見据え、「現代ビジネス学科」の定員を 70 名から 40 名に縮小した。ただし、令和 8（2026）年度入試の結果が振るわなかったため、「現代ビジネス学科」の学生募集は今年度をもって停止することになった。他の二学科についても少子化する現状を踏まえ、次年度に定員縮小を図ることになる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-17】松山東雲短期大学学則（2017 年度）

【資料 1-1-18】現代ビジネス学科 広報用パンフレット

【資料 1-1-19】2023 年度 松山東雲短期大学 学科の教育目的、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー（2022 年 12 月 22 日開催 教授会資料）

【資料 1-1-20】松山東雲短期大学学則（2025 年度）

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、使命・目的及び教育目的を学則に具体的かつ明確に定め、学内外に周知するよう努めている。また、本学の使命・目的及び教育目的は、個性・特色を反映したものであり、その達成のために保育科、現代ビジネス学科、食物栄養学科を設置しており、教育研究組織の構成との整合性も取れている。

社会情勢などの変化に応じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行っており、その際、適正な手続きに基づき決することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、使命及び教育目的は、中期計画及び三つのポリシーに反映している。

以上のことから「基準 1. 使命・目的等」を満たしていると判断する。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

入学者定員の確保が難しくなっており、使命・目的及び教育目的について検証する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入学者確保に必要な教育改革を行うために、役員、教職員の積極的な関与・参画を促し、理解と支持を得られるようにする。また、検証結果を中期計画へ反映し、PDCA サイクルを実行する

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の学則第 1 条の 2 では、「本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検評価を行い、その結果を公表するものとする」と明記している。その目的を達成するため、本学では、併設大学とともに、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における内部質保証に関する方針」を策定し、本学ホームページ上でも公表している。その基本方針は以下のとおりである。

「建学の精神、使命・目的及び教育目的の達成のため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果に基づいた継続的な改善・改革を推進し、大学の質を自ら保証する「内部質保証」に取り組む。また、これらの取り組み内容について学外に発信することで、社会に対する説明責任を果たすとともに、社会的信頼の向上を図る」

併設大学との合同組織である「自己点検・評価委員会」「教職協働協議会」「教学協議会」が全学的な内部質保証の核となる推進組織としての役割を担っている。

「自己点検・評価委員会」は、自己点検評価及び内部質保証活動を推進するため、自己点検・評価項目の策定、自己点検・評価報告書の作成、そして改善策等を実施している。

「教職協働協議会」は、自己点検・評価項目について情報共有し、全学的協力体制を構築することを目的としている。「教学協議会」は、教学の全学的な方針を協議し、三つのポリシーを起点とする教育の質保証の中心的な役割を担っている。

「教学協議会」及び「教職協働協議会」は、学長、副学長、学科長、学科長補佐、事務局局長、事務局次長から構成されている。「自己点検・評価委員会」においても、学長による委嘱を受けた副学長、学科長、学科長補佐及び事務職員がその構成員となっている。このように学長を最高責任者として内部質保証の中核を担う組織が形成され、その役割と責任が明確になっている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-1-1】松山東雲短期大学学則 第1条の2
- 【資料 2-1-2】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における内部質保証に関する方針
- 【資料 2-1-3】松山東雲短期大学 自己点検・評価規程
- 【資料 2-1-4】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教職協働協議会規程
- 【資料 2-1-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教学協議会規程

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検・評価委員会が自己点検・評価及び内部質保証活動を推進している。自己点検・評価委員会で策定された自己点検・評価項目は、各学科・執行部・委員会・センターにおいて自己点検・評価活動計画に落とし込まれ、検証される。検証結果は自己点検・評価委員会によって自己点検・評価報告書としてまとめられ、教授会において報告されるとともに学外に公表される。

以上のように、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価活動を行い、結果の共有を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-2-1】学校法人松山東雲学園 中長期計画 令和4（2022）年度
- 【資料 2-2-2】学校法人松山東雲学園 経営企画委員会規程
- 【資料 2-2-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教職協働協議会規程
- 【資料 2-2-4】中期計画 令和4（2022）年度
- 【資料 2-2-5】年次行動計画 令和4（2022）年度
- 【資料 2-2-6】松山東雲短期大学 自己点検・評価規程
- 【資料 2-2-7】松山東雲学園ホームページ「中長期計画」

2-2-② IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、同一法人内の短期大学との合同組織として「IR推進委員会」を設置している。同委員会は、規程においてIRを「大学機関の教育改善や経営改善のためのデータを集積、分析し、その分析結果を教育研究、学生支援、経営等に活用すること」と定義し、その推進を図っている。構成員には、統計分析を専門領域とする専任教員を配置している。

IR推進委員会は、教学をはじめとする大学の教育研究に関わるデータを集積している。それまで、学生を対象とした各種アンケートのデータ収集の実施や時期の重複や収集方法の縦断的（経時的）データの収集・分析が不十分であったことが検証によって明らかになっ

ている。課題の改善のため、IR推進委員会の主導のもと、新入生アンケート、年度末アンケート等の内容の見直し、実施方法の改善などを行っている。

令和3(2021)年度からは、「中長期計画」に示された「女子教育を軸としたブランディング構築」に関する情報提供を主軸にし、エンロールメント・マネジメント体制、入学時から卒業時までをとおした、学生の実態や学修成果を把握・検証・発信するための一貫した仕組みに取り組んでいる。また、ディプロマポリシーに関する学修成果と併せて、本学が学生に身に付けてほしい社会人力として「東雲力」も、学生の成長実感の指標として、データ収集を進めていた。更に、各種アンケートの収集方法のICT化も進めている。

令和6(2024)年度からは、「中期計画」にのっとり、それまで進めていた学生の成長実感の計測はディプロマポリシー評価シートに任せることとし、アンケート項目を学生の視点に切り替えたアンケート項目に切り替えた。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-2-8】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 IR推進委員会規程

【資料2-2-9】「エンロールメント・マネジメント体制の構築に向けて」(2021年9月2日 2021年度第7回松山東雲女子大学教授会資料)

【資料2-2-10】「EM体制の構築に向けて2」(2023年1月19日教職協働協議会議資料)

【資料2-2-11】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 年度末学生アンケート

【資料2-2-12】新入生の意識調査集計結果報告 令和7(2025)年度

【資料2-2-13】参考資料(東雲力)

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

①ディプロマポリシー到達度評価シート作成時の面談

学生は、学期ごとにディプロマポリシー到達度評価シートの作成をとおして、学修活動の振り返りを行い、アドバイザーと面談する。面談時には振り返りの確認と新学期からの学び、進路、学生生活など、様々な事柄について話合う。その際、学生から学修支援に関する意見・要望等が出された場合には、必要に応じて学科会等で情報共有が図られ、対応策が検討される。

②「年度末学生アンケート」

本学では、現在、卒業学年の学生を対象にアンケート調査を実施している。質問項目は、「学修環境への現時点での満足度」として、「現時点で、あなたは次の項目にどれくらい満

「足していますか」の問いに対し、27の選択肢より回答を得ている。また、成長実感として「東雲力」について、「下に書かれた能力について、入学後にどれくらい成長したと自分で思いますか」の問いに対し、13の選択肢より回答を得ている。

これは、令和3（2021）年度から行っている新しい試みであるが、それ以前に実施していた「卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査」では、大学2年間で自分の力が高まったかどうかの評価、開講科目に関する取組み状況や満足度、入学理由と卒業時の満足度との関連、本学の魅力、全体的満足度などの幅広い質問項目で構成し、学生の要望の把握、実現の検討などに用いていた。また、そこには、卒業生の在学中の体験コメントや施設・設備・制度に関する要望も寄せられており、図書館開館時間の改善や教育課程改定などに反映されてきた。だが、学生のアンケート疲れなども世間で言われるようになり、現在のアンケート調査は、Google Formsで答えられる簡素なものへ変更し、「学修環境への満足度」と「東雲力」に絞込んでいる。そのようにミニマルなデータであっても、今後、このデータを蓄積していくことで、学修環境の整備や教育課程の編成の際には重要な資料として使用されることが期待されている。

以上のとおり、本学では、小規模大学の特性を最大限に生かしつつ、学修支援の要望を迅速に取り入れ、きめ細かな支援を行っている。これらの取組みは、学生の学修や教育の充実・向上に適切に機能している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料2-3-1】ディプロマポリシー到達度評価シート

【資料2-3-2】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 年度末学生アンケート

【資料2-3-3】参考資料（東雲力）

②「心身の健康カード」の活用（UPI）による早期支援の実施

本学では、カウンセリングルームが中心になって、すべての新生にUPIを実施している。4月の健康診断での回収時には、提出に来たすべての新生にカウンセラーより直接声をかけるようにしている（表2-3-1）。

また、早期支援呼出し該当者（高得点者、key項目選択者、相談希望・記述欄に記入がある者）については、回収時の声かけに加え、授業期間中は1～2か月に1度、呼出しメールを送り、早期抽出者のうち6割近くが来室する結果となっている（表2-3-2）。

表2-3-1 UPI提出状況 令和6（2024）年度

	保育科 1年	現代ビジネス学科 1年	食物栄養学科 1年	合計
学生数 (人)	89	34	57	180
提出数 (件)	87	34	57	178
提出率 (%)	97.8	100.0	100.0	98.9

表 2-3-2 早期支援抽出状況 令和 6 (2024) 年度

	保育科 1 年	現代ビジネス学科 1 年	食物栄養学科 1 年	合計
学生数 (人)	89	34	57	180
抽出者 (人)	20	8	15	43
抽出率 (%)	22.5	23.5	26.3	23.9
来室者 (人)	12	5	7	24
来室率 (%)	60.0	62.5	46.7	55.8

④カウンセリングルームの相談件数と内容からニーズ把握の実施

カウンセリングルームの相談件数と相談内容について、平成 30 (2018) 年度から従来の相談内容項目に発達障害など新しい内容の追加をした (表 2-3-3)。相談件数の多かったものとして、「⑤自分のあり方・性格」(27 件) と「④就職」「⑥対人関係」「⑦家族関係」(それぞれ 16 件ずつ) が挙げられる。「⑮UPI 関連」は、4 月の健康診断時に実施した「心身の健康カード」(UPI) において、学生が、早期支援のための呼出しに応じて来室した件数と、結果確認のために来室した件数になっている。「⑯居場所」は、学生がフリースペースにてお喋り、食事、休憩をしに来た件数になっている。「⑰情報提供・その他」は、学生がカウンセリング予約や、医療機関情報の問合せなどのために来室した件数になる。

表 2-3-3 カウンセリングルームで把握した学生の生活支援のニーズ (令和 6 (2024) 年度)

相談内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	合計	
	修学上の問題	休学・退学	進学	就職	自分のあり方・性格	対人関係	家族関係	生活上の問題	身体面の問題	精神面の問題	経済的問題	発達障害	ハラスメント・人権侵害	LGBT	UPI 関連	居場所	情報提供・その他	心の相談日		テコンドー・ストレッチ体験
計	12	1	0	3	47	26	18	0	3	8	0	0	1	0	33	223	40	8	1	424

カウンセリングルームの利用傾向は、表 2-3-4 (前学期・後学期) と表 2-3-5 のとおりである。利用傾向を踏まえて、チャペル・アワーでのカウンセリングルームの活用を促す講話やカウンセリングルーム便りを定期的に全学生に E メール配信するなど、時機に合った周知を図っている。また、表 2-6-5 に示すとおり、時間帯別利用件数を分析した結果、昼休み～3 限帯の利用者が多く、学生たちから、カウンセリングだけでなく昼食をとったり休憩をする場所としてカウンセリングルームが認識されていることがうかがえる。

表 2-3-4 月別利用状況（前学期） 令和 6（2024）年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
延べ数（人）	108	60	59	38	7	28
実数（人）	49	26	25	20	4	16
在籍数（人）	385	385	385	385	385	385
利用率（％）	12.7	6.8	6.5	5.2	1.0	4.2

表 2-3-4 月別利用状況（後学期） 令和 6（2024）年度

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
延べ数（人）	39	35	23	17	4	6
実数（人）	23	16	9	6	2	2
在籍数（人）	377	377	377	377	377	377
利用率（％）	6.1	4.2	4.2	1.6	0.5	0.5

表 2-3-5 時間帯別利用件数（令和 6（2024）年度）

	1時限	2時限	昼休み	3時限	4時限	5時限	放課後
利用件数（件）	34	50	124	128	83	5	0

⑤学生向けワークショップ

カウンセリングルームでは、学生の心身のリラックスを目的としたワークショップも実施している。日頃カウンセリングルームを利用しない学生も来室しやすいように、メール配信や掲示板などで周知を行っている。

令和 6（2024）年度は、『ビーズアクセサリーをつくる会』を 3 回実施した（大学・短大合同）。講師は、カウンセリングルーム室員である女子大学教員が担当した。ビーズリングをはじめとしたビーズアクセサリーを、講師のレクチャーのもと学生が個別で作成した。第 1 回目は 7 月に実施し、本学からは 3 名が参加した。参加者の満足度が非常に高く、「また実施してほしい」という希望が多数あったため、第 2 回目を 11 月に実施した。本学からは 3 名が参加し、第 1 回目に引き続き好評であった。第 2 回目も好評で、再度実施の要望があったため、第 3 回目を 12 月に実施したところ、本学から 2 名が参加した。

令和 7（2025）年度は、ハンドメイド関連のワークショップを 2 回実施した（大学・短大合同）。いずれも講師は非常勤カウンセラー 1 名が担当した。第 1 回目は『ハギレでリースをつくる会』を 6 月に実施し、本学からは 3 名が参加した。第 2 回目は『ハンドメイドを楽しむ会』を 11 月に実施した。第 2 回目は、第 1 回目のハギレでリースを作る作業と、昨年度好評だったビーズアクセサリーを作る作業、両方ができる内容にした。本学からは 4 名が参加した。

2 年連続でハンドメイド関連のワークショップを実施し、いずれの回でも、学生から「無心になれる」「スマホを触らず作業に没頭でき、デジタルデトックスになる」といった感想が寄せられた。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-4】心身の健康カード（UPI）

本学では、学修環境に関する学生からの意見・要望を把握するために以下のような取り組みを行っている。

①「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」

平成 26（2014）年度より、学生の学修時間・学修行動に関するアンケートを全学生対象に行っており、学生の授業外での学修時間とキャンパス内での学修場所の現状把握に努めている。本調査の結果は、学科長がその結果を分析し、学科内で情報共有し、学修状況の改善を図っている。

②学生との懇談会の実施

本学では、年 1 回、学生会の執行部員と大学生協学生委員の学生、学生支援部教職員と学長との懇談会を設けている。学生から収集された意見・要望事項について、学長、学生支援部教職員がくみ上げ、学生の意見を可能な限り取り入れるよう応じている。

教務部での取り組みとしては、学修環境に関する学生の意見・要望について、年に 1 回、併設大学と合同で、「教育カリキュラム等に関する意見交換会」を行っている。ここに参加するのは、各学科から 1 人の学生と教務部の教職員である。ここでは教育カリキュラムに限定せず、幅広い意見・要望の把握に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-5】学生の学修時間・学修行動調査アンケート

【資料 2-3-6】学長との懇談会

【資料 2-3-7】教育カリキュラム等に関する意見交換会

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者からの意見を反映し、教育の水準を向上させるため、本学では、2016 年度より、「教学に関する協議会」として松山法人会青年部会の方々をお招きし、意見を伺う場を設けている。そこでは、3 ポリシー、教育課程など本学の教育の内実についての説明の後、採用プロセスの際にいかなる学修成果が期待されているかなどの意見を伺っている。ここで伺った意見を基に、併設する大学では 2025 年度からディプロマサプリの導入に取り組んでいる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-8】教学に関する協議会 議事録

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証を確かなものとするために、自己点検・評価報告書をもとに明らかとなった

重要課題について、その改善のため「中期計画」に中期目標を掲げ、KPI（成果指標）を導入し進捗管理を行っている。中期目標の策定は、関係する各学科・執行部・委員会・センターが担当し、中間報告・年度末評価は学内で共有されている。

本学では、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うため、「学修成果評価の方針（アセスメントポリシー）」を策定している。同方針では、入学時、在学時、卒業時のそれぞれの時点において、大学全体（機関）レベル、教育課程（学科）レベル、科目レベルの3レベルごとに、学修成果の検証を行うための客観性のある指標・エビデンスとなるものを明示している。具体的には、入学時、在学時、卒業時において各種指標・エビデンスが大学全体レベル、教育課程レベル、科目レベルで共有され、課題を分析し、「教学協議会」において協議・検討され、教育の質保証と改善に繋げている。また、必要に応じて三つのポリシーの見直しを行っている。本学の主な取組みは以下のとおりである。

入学時、大学全体レベルにおいて入学生に関する指標・エビデンスが共有され、教育課程レベルにおいてアドミッションポリシーに沿った受入れがなされているか検証している。入学後間もなく実施される「新入生の意識調査アンケート」では、アドミッションポリシーについての問いがあり、その有効性を検証している。また、入学時の「入学試験結果」と在学時の「退学率」をもとに、退学者分析を行っている。これは、入試区分ごとの退学率などを分析し、退学者を減少させるための取組みである。この分析結果は、アドミッションポリシーを検証するためにも用いられており、必要があればそれらの見直しが図られる。更に、科目レベルにおいて、アドミッションポリシーで求める学習歴を検証するため「プレイスメントテスト」を実施する科目もあり、教育の質保証に向けた取組みがなされている。

在学時については、カリキュラムポリシーに沿った学修がすすめられているか検証するための特徴的な取組みとして、ディプロマポリシー到達度評価シートの活用が挙げられる。これは、学期ごとに学生が自身の学修成果を振り返るものであるが、その際、カリキュラムマップと履修系統図を参考に、カリキュラムポリシーに沿った学修について確認している。また、それを踏まえた学修目標・計画の設定にも生かされている。

その他には、教育課程レベルにおいて「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」をもとに授業外の事前・事後学修（予習・復習）や課題をした時間などについて分析し、カリキュラムポリシーを検証している。

卒業時については、就職率、進路決定状況、資格・免許取得状況などを参考に教育目的と三つのポリシーの整合性を検証している。例えば、食物栄養学科は、栄養士免許証取得者数や進路決定状況などを分析し、栄養士に限定しない食のスペシャリストの養成に教育目的を修正し、カリキュラムの充実を図っている。

科目レベルでは、教員各自が「学生による授業改善のためのアンケート」の集計結果に関して、担当する科目ごとに評価・分析し、改善のためのコメントを毎学期ごとにSD委員会に提出している。これらの各教員のコメントは学生も閲覧できる学生用ホームページで公表されている。また、各教員は、具体的な教育活動について、毎年、年度初めに「教育力UPアクションプラン」を策定し、年度末にはその自己評価を副学長に報告している。

以上のように三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-3-9】 学校法人松山東雲学園 中長期計画 令和 4（2022）年度
- 【資料 2-3-10】 中期計画 令和 4（2022）年度
- 【資料 2-3-11】 学修成果評価の方針（アセスメントポリシー）
- 【資料 2-3-12】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教学協議会規程
- 【資料 2-3-13】 松山東雲短期大学ホームページ「教育方針（三つのポリシー）」
- 【資料 2-3-14】 新入生の意識調査集計結果報告 令和 5（2023）年度
- 【資料 2-3-15】 数学プレイスメントテスト
- 【資料 2-3-16】 ディプロマポリシー到達度評価シート
- 【資料 2-3-17】 カリキュラムマップとカリキュラムツリー
- 【資料 2-3-18】 学生の学修時間・学修行動調査アンケート
- 【資料 2-3-19】 学生による授業改善のためのアンケート
- 【資料 2-3-20】 学生による授業改善のためのアンケート教員コメント
- 【資料 2-3-21】 教育力UP アクションプラン

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

全学レベル、学科・専攻レベル、執行部・委員会・センターについての内部質保証のための組織や体制は、学長のガバナンスのもと整備され、PDCA サイクルが機能している。また、IR 推進室によってさまざまなデータを収集・分析し、教育の質保証に向けた取組みを行っている。更に、三つのポリシーを起点とした内部質保証についても、学修成果評価の方針をもとに行われており、教育の改善・向上に反映している。

学生の受入れについては、学科の教育目的を踏まえたアドミッションポリシーを策定し、本学ホームページ、学生募集要項において明示するとともに、オープンキャンパス、高等学校訪問など、様々な機会を利用して高校生や保護者、高等学校等教員に周知している。また、アドミッションポリシーに沿った入学者の受入れがなされているかについて、入学後に新入生の意識調査アンケートを実施し、更に、学期ごとにディプロマポリシー到達度評価シートの作成、提出を求めることにより、検証を行っている。各学科の収容定員については、どの学科も下回っている状況である。入学定員の確保に向け、試験区分を見直し、令和 6（2024）年度入学者選抜説明会や高等学校等への訪問、オープンキャンパスで情報提供をしている。探究型学習への支援や出張講義など高等学校等との連携・協働を拡充し、より早い段階で本学のことを知り、理解してもらう機会を増やし入学者の安定的確保を目指す。

学修支援については、教職協働による体制が整っている。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援の流れ」に示すガイドラインのもと、学生支援課と全教職員が連携して支援を行っている。

キャリア支援については、キャリア支援課が中心となって、学生のキャリア形成を支援するガイダンス、オリエンテーション及びキャリアプログラムを実施している。また、インターンシップなど学科の特色に応じたキャリア教育のための支援体制が整備されている。

学生サービスについては、併設大学教員、職員と密接に連携して、丁寧な学生支援活動を行っている。学生の心身に関する健康相談及び支援については、保健室とカウンセリングルームが中心となり学生サービスを適切に行っている。

学生生活の安定のための支援として、学生に対する奨励金制度や特待生制度、クラブ・同好会に対する経済的支援などをおして適切に行っている。

学修環境の整備については、本学は校地、校舎ともに短期大学設置基準を満たし、その維持・管理体制は適切に構築されている。教育研究目的を達成するための教室、教育機器、情報環境などについても、今日の教育ニーズや水準に照らして改善され、適切に管理されている。

学生の意見・要望への対応については、「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」や学生との懇談会などにより、学生の意見・要望を把握し、学修支援や学修環境の整備に取り組んでいる。

以上のことから、「基準2. 学生」を満たしていると判断する。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

2023年度の自己点検評価において、改善を要する点として、「法人運営における理事会の機能や管理運営の円滑化と相互チェックの体制において、法令や規則を遵守していない点があり、内部質保証システムの一部が機能していないことは改善を要する」と指摘を受け、以下のような対応を行なっている。

※対応ができていなかった「ハラスメントの防止等に関する規程」を令和5(2023)

年11月27日開催の理事会において、また「公益通報の取扱いに関する規程」の制定は令和5(2023)年12月18日開催の理事会において決議し、ホームページに規程を公表した。

また、新たに整備が求められている「内部統制システム整備の基本方針」を、令和6(2024)年11月25日開催の理事会で決議した。令和7(2025)年3月17日には「理事会運営規則」「評議員会運営規則」「理事の職務及び決裁権限規程」「リスク管理に関する規程」「コンプライアンス規程」「監事監査規程」を理事会決議する予定である。

今後も、法律改正及び社会情勢等の把握に努め遺漏ない運営の実施について、中期計画にも明記し、遅滞なく対応する。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

まず改善状況について記すと、2024年度に「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における内部質保証に関する方針」を見直し、日本高等教育評価機構が定める評価基準に沿った自己点検・評価を実施した。更に2025年度には、認証評価システムの変更に沿った自己点検・評価を実施した。今後も要請される事柄の変化に対応をしつつ、内部質保証の更なる強化に向け取り組んでいく方針である。

課題として懸念されるのは、学生を対象としたアンケートであり、これについての縦断的(経時的)データの収集・分析は十分とは言えない状況である。今後はIR推進委員会と教学協議会並びに教職協働協議会との連携を図り、エンロールメント・マネジメント体制

の確立に向け、その活動を推進する。

内部質保証のための全学レベル、学科レベルのPDCAサイクルは、「中期計画」に基づき、学科が「中期計画」を策定し、中間報告・年度末評価を行い、課題を次期計画に反映することで機能している。また、三つのポリシーを起点とした内部質保証については、学修成果評価の方針に基づき行われている。今後は令和6(2024)年度からの「中期計画」実現に向け取り組む。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、令和元(2019)年度に三つのポリシーについて全学的に策定し、運用を始めた。入学者の受入れも、各学科の教育目的を踏まえ「求める学生像」と「求める学習歴」で構成したアドミッションポリシーを策定し運用している。

【保育科】

保育科は、新しい時代の変革や社会の要請に応えることのできるより高い資質をもった有為な保育者を養成することを教育目的としている。この目的を達成するために、保育科のアドミッションポリシーを次のように定めている。

○求める学生像

1. 知識・理解・技能(知識・技能)

- ・子どもの問題に関心をもち、自ら意欲的に考えることができる。
- ・子どもに関する専門的な知識や技能を身に付ける意欲がある人。

2. 思考・判断・表現(思考力・判断力・表現力)

- ・自らの関心に基づいた活動に積極的に参加し、人間性を磨こうとする姿勢がある。
- ・保育の意義について考察し、積極的に議論する意欲がある。

3. 関心・意欲・態度(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)

- ・明るく社会性があり、相手の立場等、他者との協働に取り組んだ経験がある。
- ・他者と意欲的に関わり、同時に他者の意見を受け入れることのできる柔軟性をもっている人。

○求める学習歴

1. 知識・理解・技能(知識・技能)

- ・高等学校等の教育課程を幅広く修得している。
- ・子どもに関する知識や技能等について関心をもち、子どもとかかわりをもった経験が

ある。

2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）
 - ・音楽、造形、スポーツ等に関心を持ち、活動した経験がある。
 - ・保育や教育、社会事象等に関して調査し、まとめた経験がある。
3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
 - ・課外活動やボランティア、地域交流等、他者との協働に取り組んだ経験がある。
 - ・様々な立場や考えの人たちと共に協力し合って事業を遂行した経験がある。

【現代ビジネス学科】

現代ビジネス学科は、ビジネスに関する知識とスキルを身につけ、ICT 運用能力と協調性、創造性、主体性を発揮し、地域社会に貢献できる女性を育成することを教育目的としている。この目的を達成するために、現代ビジネス学科のアドミッションポリシーを次のように定めている。

○求める学生像

1. 知識・理解・技能（知識・技能）
 - ・ビジネスに関する知識やスキルを修得しようとする姿勢がある。
 - ・自分の将来像をよく考え、明確な問題意識をもって主体的に学ぼうとする意欲がある。
2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）
 - ・社会のさまざまな問題について、知識や情報をもとに、筋道を立てて考えることができる。
 - ・自分が伝えたいことを的確な表現を用いて相手に示すことができる。
3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
 - ・何事にも興味を持ち、学ぶ意欲がある。
 - ・周囲の人と協力し、意欲的に取り組むことができる。

○求める学習歴

1. 知識・理解・技能（知識・技能）
 - ・高等学校等の教育課程を幅広く修得している。
 - ・女性と仕事について調べたことがある。
2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）
 - ・課題研究に関する活動などで、調査・分析・発表などの経験がある。
3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
 - ・グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験がある。
 - ・他の人たちと協力しながら、課題をやりとげた経験がある。

【食物栄養学科】

食物栄養学科は、食と健康に関する専門知識と確かな技術を修得し、食の分野から人々の健康実現をサポートする食のスペシャリストを養成することを教育目的としている。この目的を達成するために、食物栄養学科のアドミッションポリシーを次のように定めている。

○求める学生像

1. 知識・理解・技能（知識・技能）
 - ・食や健康・栄養に関する専門的な知識や技術を身につける意欲がある。
 - ・食や健康・栄養について深く学び、人を理解し、社会生活の中で人々の健康を支えたいと考えている。
2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）
 - ・知的好奇心が旺盛で、広い視野から課題を多角的に捉え、知識を活用して創造的に課題に取り組む意欲がある。
 - ・他者とのコミュニケーションを通して、自らの考えをまとめ、適切に伝えようとする姿勢がある。
3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
 - ・栄養士など食の分野の仕事に関わり、生涯学習する意欲がある。
 - ・他者との協調・協働を通じて自己成長を図り、主体的に物事に取り組み、目的を達成しようとする姿勢がある。

○求める学習歴

1. 知識・理解・技能（知識・技能）
 - ・学修に必要とされる高等学校等の基礎的な知識と学習能力、主体的学習態度を有している。
2. 思考・判断・表現（思考力・判断力・表現力）
 - ・課題を決め、探究的に学んだ経験がある。
 - ・情報収集した結果をまとめ、それを発表した経験がある。
3. 関心・意欲・態度（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）
 - ・食や健康・栄養に対して興味・関心を示し、常に知識の向上への欲求をもち続けている。
 - ・他者と協力して、正課あるいは課外活動に積極的に取り組んだ経験がある。

各学科のアドミッションポリシーは、学生募集要項・本学ホームページで公表しており、入学者選抜説明会や高等学校等訪問、高校生を対象とした大学見学会、オープンキャンパス、訪問相談会等で資料を配付し口頭での説明を加えたうえで周知を図っている。

以上のとおり、教育目的を踏まえたアドミッションポリシーの策定と周知がなされていると判断する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】松山東雲短期大学 学生募集要項 令和 7（2025）年度

【資料 3-1-2】松山東雲短期大学ホームページ「教育方針（三つのポリシー）」

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッションポリシーに合致した学生を受入れるために、試験区分ごとに「入学者選抜方針」を定め、多様な試験区分と選考方法により入学者選抜を行っている。推薦入試には、「学校推薦型選抜[指定校]」「学校推薦型選抜[スポーツ]」「学校推薦型選抜

〔専願・併願選択制〕があり、高等学校等での学習成果と調査書を重視するとともに、出願書類等と面接時の口頭試問によりアドミッションポリシーの理解度や入学後の目標などを確認し、適合性を判断している。「総合型選抜」では、志願理由書やプレゼンテーション、面接等でアドミッションポリシーを確認のうえ選抜を実施している。

また、「一般選抜[A日程・B日程]」については、高等学校等での学習成果を参考にするとともに、国語あるいは記述式総合問題を課し総合的に判定している。「大学入学共通テスト利用選抜[A日程・B日程・C日程]」においては、志願者が受験している大学入学共通テストの科目のうち、上位2科目（[C日程]は上位1科目）の得点と出願書類との総合評価で判定している。

入試問題の作成は、本学の「入学試験問題出題・採点委員会規程」に基づき、本委員会委員が行っている。

更に、アドミッションポリシーに沿った入学者の受入れがなされているかについて、入学時、大学全体レベルにおいて入学生に関する指標・エビデンスが共有され、教育課程レベルにおいて、アドミッションポリシーに沿った受入れがなされているか検証している。更に、学期ごとにディプロマポリシー到達度評価シートの作成、提出を求めることにより、確認を行っている。学生自身が修得した授業科目ごとの到達度について振返りを行い、担当アドバイザーよりコメントの返却や必要に応じて面談を実施し、次の学期への履修計画に活用している。このように学生自身がPDCAサイクルを繰り返すことによって、各学科が求める学生像や入学前の学習歴を示すことの意義を再確認するとともに、効果的に運用できているかを検証している。

以下、学科ごとの状況をまとめる。

【保育科】

保育科では、アドミッションポリシーに沿った人材を選考するために、高等学校等での学習成果を把握し、評価している。具体的には、出願書類の調査書により、3年間の学習成果、正課外活動の成果、ボランティア活動、総合学習等を把握し評価している。

「総合型選抜」においては、その審査項目として、志望理由はもとより、ピアノ（ピアノ実技免除に該当する場合はピアノ経験歴、ピアノコンクール出場経験歴）を含む実技によるプレゼンテーションや口頭によるプレゼンテーション、資格検定（（公財）全国高等学校家庭科保育技術検定（3級以上）資格取得歴）を設け、アドミッションポリシーで謳っている「求める学生像」「求める学習歴」の確認を行ったうえで、アドミッションポリシーに沿った入学者の選抜、受入れを実施している。

更に、アドミッションポリシーに沿った受入れがなされているかについて、「新入生の意識調査アンケート」をはじめ、学生に対して半年毎にディプロマポリシー到達度評価シートの提出を求めることにより、確認を行っている。学生自身が修得した授業科目ごとの到達度を数値にて自己評価をするとともに、半期ごとに保育科における学生自身の学修についての振返りを行っている。

そして、アドバイザーや実習担当教員のきめ細かな指導、個別面談の結果として、保育科の卒業生の約9割は、幼稚園、保育所、施設などに専門職として就職している。

【現代ビジネス学科】

試験区分ごとに、アドミッションポリシーへの理解度や適合性に関する項目を設定しており、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を実施している。

「総合型選抜」では、現代ビジネス学科で学びたいという強い意気込みと、それを支える多様な資質を持ち合わせた人を求めており、具体的には「求める学習歴」に掲げている「高等学校等の教育課程を幅広く修得している」「女性と仕事について調べたことがある」「課題研究に関する活動などで、調査・分析・発表などの経験がある」「グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験がある」「他の人たちと協力しながら、課題をやりとげた経験がある」に即したテーマで、PowerPoint を使用してプレゼンテーションと面接による審査を行っている。選抜方針としては、高等学校等における学習成績の状況、自分の将来について具体的な目標をもっているかどうかを志願理由書や面接等により判断している。また、考える力、表現する力などをプレゼンテーションにより判断し、現代社会に関心を持ち、積極的に関わろうとする意欲があるかどうかを、正課外活動の状況や志願理由書、面接等により判断している。

「学校推薦型選抜[専願・併願選択制]」では、入学後、学業及び諸活動に意欲的かつ真摯に取り組む姿勢を持ち合わせた人材になりうる人を求めて実施している。具体的には、高等学校等における学習成績の状況や小論文により判断し、自分の将来について具体的な目標を持っているかどうかを志願理由書や面接等により判断する。更に、考える力、表現する力などを志願理由書や面接、小論文等により判断する。現代社会に関心を持ち、積極的に関わろうとする意欲があるかどうかを、正課外活動の状況や志願理由書、面接等により判断している。

「一般選抜[A日程・B日程]」においては、大学教育にふさわしい学力を有し、探究心のある者を対象とし、入学後、意欲的に学業に取り組み、自らの能力を最大限に伸ばそうとする人を学力検査（国語）・出願書類をもとに多面的・総合的に評価・判定している。具体的には、高等学校等における学習成績の状況や学力検査により判断する。更に、自分の将来について具体的な目標を持っているかどうかを志願理由書により判断する。考える力、表現する力などを学力検査や志願理由書により判断する。現代社会に関心を持ち、積極的に関わろうとする意欲があるかどうかを、正課外活動の状況や志願理由書により判断している。

「大学入学共通テスト利用選抜[A日程・B日程・C日程]」においては、大学教育にふさわしい学力を有し、探究心のある者を対象とし、大学入学共通テストで受験した科目の得点と出願書類により、入学後、意欲的に学業に取り組み、自らの能力を最大限に伸ばそうとする人を多面的・総合的に評価・判定している。具体的には、高等学校等における学習成績の状況や大学入学共通テスト、自分の将来について具体的な目標を持っているかどうかを志願理由書、考える力、表現する力などを大学入学共通テストや志願理由書により判断する。更に、現代社会に関心を持ち、積極的に関わろうとする意欲があるかどうかを、正課外活動の状況や志願理由書により判断している。

入学後には、半年に1回、学期の初めに、ディプロマポリシー到達度評価シートを使用し、学生にディプロマポリシーの各項目に対しての自己評価を行ってもらう。その内容に対して担当アドバイザーよりコメントを伝え、学生との個人面談を実施し、到達度を確認

することで、現代ビジネス学科が求める学生像や入学前の学習歴を示すことの意義を検証している。

そして、現代ビジネス学科における就職率は、景気に左右されることなく高い数値を維持し続けている。ビジネス社会における基礎的な知識・スキルを身につけているため、就職先は医療、金融、サービスなど多様な業界であり、ほとんどが正規雇用として採用されている。

【食物栄養学科】

食物栄養学科では、アドミッションポリシーを踏まえた様々な試験区分による入学者選抜を実施している。各種入学者選抜では、面接実施時に口頭諮問により、アドミッションポリシーへの理解度や入学後の学生としての在り方に関して、受験者に確認を行っている。その結果をもとに、学科会において、アドミッションポリシー提示の効果について検証を行っている。

入学後には、半年に1回、学期の初めに、ディプロマポリシー到達度評価シートを使用し、学生にディプロマポリシーの各項目に対しての自己評価を行ってもらい、その内容に対して担当アドバイザーよりコメント返却や必要に応じて面接を実施し、到達度を確認することで、本学科が求める学生像や入学前の学習歴を示すことの意義を検証している。

定期的な到達度評価の成果もあり、表 3-1-1 のとおり過去5年間の就職率は100%を維持し、栄養士免許取得率も常に90%前後となっており、一定の成果が見られると評価できる。

表 3-1-1 食物栄養学科 就職率及び栄養士免許取得率 (%)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
就職率	100	100	100	100	100
栄養士免許取得率	91.4	97.3	96.6	87.7	96.8

※栄養士免許取得率＝取得者数÷卒業者数

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-3】松山東雲短期大学 学生募集要項 令和7（2025）年度

【資料 3-1-4】新入生の意識調査集計結果報告 令和7（2025）年度

【資料 3-1-5】ディプロマポリシー到達度評価シート

【資料 3-1-6】松山東雲短期大学 アドミッションズセンター規程

【資料 3-1-7】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 入学試験問題出題・採点委員会規程

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

各学科における入学定員及び収容定員は学則第3条に定めており、過去5年間の入学定員充足率の平均は、保育科 89.6%、現代ビジネス学科 64.9%、食物栄養学科 77.0%であり、いずれの学科も定員充足には至っていない。しかしながら、保育科では令和5（2023）年度入学定員充足率 100%であり、この5年間の傾向をみても、微減微増を繰り返しながら

約 90%程度は確保しており、保育者養成校として地域社会からの一定の評価を維持できているといえる。食物栄養学科においても、定員達成には至っていないものの短期大学の栄養士養成校の募集停止が相次ぐ中、健闘しているといえる。一方、現代ビジネス学科においては、それまで定員を充足できていたが令和 3（2021）年度に定員を下回ってから減少傾向が続き、令和 6（2024）年度は 5 割を下回り、3 学科の中でも改善が急務である。

以上のように、学科ごとに傾向に違いがあるものの短期大学としては、令和 7（2025）年度入学定員充足率 52.0%と学生募集は厳しい状況にある。このため、全国的に募集停止を行う短期大学が増えている傾向も鑑み、令和 8（2026）年度入学者選抜より定員を保育科 50 名、現代ビジネス学科 40 名、食物栄養学科 40 名として学生募集を行う。本学園が将来にわたり健全に運営をしていくためには、定員確保は必要不可欠である。併設大学と短期大学間の連携を更に強化しながら、オープンキャンパス、本学ホームページの充実を図ることはもちろんのこと、SNS を利用した広報にも積極的に力を入れ、定員確保に向けた努力が必要である。

表 3-1-2 入学定員・収容定員 (人)

学科名	入学定員	収容定員
保育科	50	100
現代ビジネス学科	40	80
食物栄養学科	40	80
計	130	260

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援に携わる組織は、教務部、学生支援部、キャリア支援部等の執行部、図書館、キリスト教センター、情報メディアセンター、カウンセリングルーム、保健室等で構築されている。それらは教員と事務職員によって構成されており、教職協働で各部門の活動方針、活動計画の立案・実施を行っている。例えば、学生の入学年度当初の履修登録は、アカウント登録を第一歩として、教務課と各学科の教務部員の協働による履修指導が行われている。また、キャリア支援課より、就職活動を円滑に行うための資料等の活用方法、公務員試験対策プログラム等の説明がなされる。図書館の蔵書検索の方法や貸出し等の方法、カウンセリングルームと保健室協働による心身の健康の管理などは、ゼミナールの時間帯にゼミツアーを実施し、学生への周知を行っている。

学期初めに行う教育課程ガイダンスでは、履修モデル等に基づき授業選択等について学科の教員全員が指導を行っている。各学科専用の「共同研究室」には、多くの学生、教員

が集い、実習や実験の打合せ、進路、学生生活全般の様々な相談に対応するなど、共有スペースとして有効に活用されている。また、各学科に配置されている助手が常駐しており、学生の相談に対応するだけでなく、学生の身近な存在として意見や要望などを吸上げ、学科にフィードバックすることにも貢献している。

学生用ホームページにおいて各種サービスに関する情報を公表しており、学生は学内外から、パソコン、スマートフォン等を利用して休講・補講等の連絡をはじめとした情報の入手が可能である。また、毎学期の成績通知は、学生用ホームページで閲覧を可能としている。各学科で設けた基準に則り、成績不振に該当する場合、アドバイザーは本人と面談し、「学生支援記録」を学科長と教務課に提出する。また、家族・保証人にも各学期末に成績通知表を送付している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 協議会・執行部等 構成員一覧表

【資料 3-2-2】学校法人松山東雲学園 事務組織規程

3-2-② TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

①教員の教育活動を支援する各学科での SA (Student Assistant) の活用については、以下、個々に述べる。

【保育科】

保育科では平成 27 (2015) 年度より、ピアノ実技向上のため専任教員の補習に加えて、ピアノの技能に優れた学生による学生アシスタント制度 (SA) を導入した。入学後、初めてピアノを学ぶ学生に対して、ピアノ技能 SA 制度で学生同士の学び合いを実施している。以下に過去 5 年間の SA 実績を記す。

令和 3 (2021) 年度 SA 5 人：受講者 1 年生 43 人「音楽 I」

令和 4 (2022) 年度 SA 3 人：受講者 1 年生 40～50 人「音楽 I」

令和 5 (2023) 年度 SA 3 人：受講者 1 年生 46 人「音楽 I」

令和 6 (2024) 年度 SA 3 人：受講者 1 年生 15 人「音楽 I」・2 年生 2 人「音楽 II」

令和 7 (2025) 年度 SA 2 人：受講者 1 年生 7 人「音楽 I」

この制度の実施により、学生のピアノ実技の向上だけでなく、SA のコーチング力の向上も見られ、なによりも両者間の共感によって深い学びが得られることが明らかとなった。また、ピアノの苦手意識解消にも役立ち、そのことが退学者の減少につながるよう期待される。

【現代ビジネス学科】

令和 5 (2023) 年度より、パソコン関係の資格取得者など、高いスキルを持つ学生の中から SA を募り、授業担当教員の指導のもと教育支援を行う制度を導入した。パソコンスキルにおいては、入学当初より習熟度の低い学生が散見されており、情報関連の授業のみな

らず、レポート作成やプレゼンテーションなど、他の授業にも影響を及ぼすため、この改善のために SA 制度を導入した。この制度は導入したばかりで、まだ、評価はできないが、SA の活躍が、パソコンスキルの向上に繋がり、ひいては学修意欲の低下を防ぐことにも繋がることを期待している。SA 自身においても、その役割を果たすことによって、自身の成長にも繋がり、学生相互のコミュニケーションが深まり、ともに学ぶ雰囲気醸成にも繋がることを期待している。

以下、2年間の SA 実績を記す。

令和 5 (2023) 年度 SA 1 人：受講者 1 年生 42 人「情報リテラシー」
SA 1 人：受講者 1・2 年生 20 人「情報処理演習」
令和 6 (2024) 年度 SA13 人：受講者 1 年生 10 人「学びのサポートルーム (全 6 回)
／タイピング講座・Word 講座・Excel 講座」
SA 1 人：受講者 1 年生 31 名「情報リテラシー」

【食物栄養学科】

食物栄養学科では、SA 制度は設けていない。

② オフィスアワー

授業などに関する学生の質問、相談などに対応する体制として、教員が週 1 回以上のオフィスアワーを設け、その時間帯には必ず研究室に在室することとしている。教員が研究室前に、オフィスアワーを含めた時間割表を掲示している。学生支援課は、オフィスアワーの時間帯を学内の掲示板及び学生用ホームページに掲載し、告知している。

③ 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への支援について、学生あるいは家族・保証人からの問合せ窓口は、学生支援課が担当し、面談は各学科の支援担当者 1 名と職員 1 名が担当する。面談を経たうえで、その内容に基づき、この支援担当者を中心に関係各部局と連携しながら、個別支援計画を作成する。

個別支援計画の作成にあたり、特別支援教育や障がい者支援の専門知識を持った専門家(学内外を問わない)にアドバイスを求めることもできる体制を整えている。相談者の合意が得られれば、「合意書」を交わし、「授業における合理的配慮について(お願い)」の提出を求める。結果は授業については教務課、学生生活については学生支援課より各部局(授業担当者も含む)に支援を要請し、各部局が支援を実施することになる。支援については、学期ごとに支援計画・内容の見直しを行うことになっている。

④ 中途退学・休学などへの対応

進路変更、経済的事情や就学意欲の低下等、修学継続に関わる課題についても、アドバイザーを中心とした支援体制のもとできめ細かく対応を行い、必要に応じて学生支援部やカウンセリングルーム等と連携しながら学生への助言を行っている。中途退学や休学等に関する相談や申出があった場合には、アドバイザーが中心となって、家族・保証人も交え

た話合いの場がもたれ、修学継続に向けた支援に努めている。

中途退学、休学などの実態及び原因分析、改善方策の検討については、各学科において「退学者分析」を作成し、関係部署で情報共有されている。このように全学をあげて中途退学の防止を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-3】 保育科会 議事録

【資料 3-2-4】 オフィスアワー掲示用紙

【資料 3-2-5】 合理的配慮申請手続き

【資料 3-2-6】 障がい学生支援の流れ

【資料 3-2-7】 各学科別退学者分析

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

キャリア教育関連科目については、基礎となる科目として、共通カリキュラムに①「現代社会とライフデザイン」②「女性とライフプランニング」の2科目を置いている。①では、人生設計にかかわる現代社会の特徴や諸制度、ライフサイクルの特徴について、SDGsの視点も取入れながら基礎的知識を学修する。②では、女性の様々なライフイベントにおいて、働き方や生き方を主体的に選択できるよう、ファイナンシャル・プランニングの基礎的知識を学修する。

保育科では、入学者のほとんどの学生が保育士・幼稚園教諭として就職を希望しており、これらの資格取得のための授業科目を開設している。現代ビジネス学科では、必修科目として「女性とキャリアデザイン」「女性とキャリア開発」を開設している。1年次前学期に開講している「女性とキャリアデザイン」では、自分を知ることから始め、キャリアデザインについて考え、ライフラインチャートを作成、働く女性の現状や働き方について現状を把握し、自分の考えをまとめている。更に、後学期に開講している「女性とキャリア開発」では、ビジネスマナーについて学び、業界・企業・職種研究を行い、履歴書・エントリーシートを書き方を学んでいる。本学科のインターンシップは、2種類あり学科独自で行う「ビジネスインターンシップⅡ」と本学が加盟している「大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会（参加大学：本学・松山東雲女子大学・愛媛大学・松山大学・聖カタリナ大学）」のプログラムに参加し実施する「ビジネスインターンシップⅠ（1年次）」と「ビジネスインターンシップⅢ（2年次）」がある。インターンシップ教育では、インターンシップに対する意識を高めるため、有意義な職業人生を送ることに意味があることを伝え、キャリアに対する意識づけを行っている。

「ビジネスインターンシップⅠ・Ⅲ」では、インターンシップ研修に必要なビジネスマナーや合同説明会の活用方法等について学ぶ。

食物栄養学科では、入学者の多くが栄養士として就職を希望しており、この資格取得のための授業科目を開設している。

【資料3-3-1】履修要覧

【資料3-3-2】シラバス「現代社会とライフデザイン」

【資料3-3-3】シラバス「女性とライフプランニング」

【資料3-3-4】シラバス「女性とキャリアデザイン」

【資料3-3-5】シラバス「女性とキャリア開発」

【資料3-3-6】学生用ホームページ「キャリア支援カレンダー」

【資料3-3-7】シラバス「ビジネスインターンシップⅠ」

【資料3-3-8】シラバス「ビジネスインターンシップⅡ」

【資料3-3-9】シラバス「ビジネスインターンシップⅢ」

3-3-②キャリア支援体制の整備

①-1 キャリア教育関連科目の開設

保育科では、入学者のほとんどの学生が保育士・幼稚園教諭として就職を希望しており、これらの資格取得のための授業科目を開設している。

現代ビジネス学科では、必修科目として「女性とキャリアデザイン」「女性とキャリア開発」を開設している。1年次前学期に開講している「女性とキャリアデザイン」では、自分を知ることから始め、キャリアデザインについて考え、ライフラインチャートを作成、働く女性の現状や働き方について現状を把握し、自分の考えをまとめている。更に、後学期に開講している「女性とキャリア開発」では、ビジネスマナーについて学び、業界・企業・職種研究を行い、履歴書・エントリーシートの書き方を学んでいる。

食物栄養学科では、入学者の多くが栄養士として就職を希望しており、この資格取得のための授業科目を開設している。

①-2 正課外等の取組み

本学では、キャリア支援部長・キャリア支援課が中心となって、学生のキャリア形成を支援するガイダンス、オリエンテーション及びキャリアプログラムを立案し、保育科・食物栄養学科は、ゼミナールの時間に、現代ビジネス学科は、正課外の取組みとして実施している。まず、前学期・後学期開始時のオリエンテーション期間中に、学年、学科に即した内容の就職ガイダンスを実施し、学期当初に進路形成への意識づけを行っている。学科における就職ガイダンスの実施状況は、次のとおりである。

保育科では、1年次に2回、2年次に1回、就職ガイダンスを行っている。1年次は、適性検査の実施及びマナー講座を実施している。マナー講座では、接遇マナー5原則（身だしなみ、挨拶、表情、態度・動作、言葉遣い）について学んでいる。

現代ビジネス学科では、1年次に4回、就職ガイダンスを行っている。内容は、適性検査やスーツの着こなし講座、マナー講座、履歴書・エントリーシートの書き方等について

指導を行っている。

食物栄養学科では、1年次に4回、2年次に2回、就職ガイダンスを行っている。内容は、適性検査やマナー講座、自己分析、履歴書の書き方等について指導を行っている。

就職ガイダンス以外にもキャリア支援課では、アドバイザーと連携しながら学生に対して、履歴書の書き方や面接指導等、きめ細かい支援を行っている。キャリア支援課には、過去の求人や企業等の就職情報を備え、学生がいつでも閲覧できるように整備している。最新の求人情報は、その都度、Eメールで求人の概要を学生に周知し、詳細は学生用ホームページと所定の場所に掲示している。学生には、「キャリア支援登録票」に希望業種や職種を入力させ、学生の情報を把握している。就職活動を有利に展開するための全学生対象の資格取得や就職試験対策支援として、木曜4時限をキャリア支援専用の開講枠とし、「キャリアプログラム」を実施している。具体的には、面接サクセス講座、身だしなみ&社会人としての基本的マナー講座、OGガイダンス、実践！就活メイクレッスン、公務員に内定した学生から話を聴こう、ストレス社会を生き抜くためのマインドフルネスセミナー、未来マップ作り交流会、合同説明会のまわり方、公務員試験対策講座等を開講している。また、進学支援として四年制大学の3年次編入に関する情報をキャリア支援課に掲示するとともに関連する学科へ配付している。令和6(2024)年度の大学への編入実績としては、併設大学に3人、広島女学院大学1人、徳島文理大学1人、の合計5人である。

以上のように、本学では学科やアドバイザー等と連携をとりながらきめ細かい学生の就職進路支援を実施している。

①-3 インターンシップの実施

保育科では、保育士・幼稚園教諭資格の取得のため、「保育実習」「教育実習」を実施している。

現代ビジネス学科では、学生が自ら将来の職業に関連した職場を知るきっかけ、職業意識の形成や職業体験ができる機会として、インターンシップを実施している。本学科のインターンシップは、2種類あり学科独自で行う「ビジネスインターンシップⅡ」と本学が加盟している「大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会(参加大学:本学・松山東雲女子大学・愛媛大学・松山大学・聖カタリナ大学)」のプログラムに参加し実施する「ビジネスインターンシップⅠ(1年次)」がある。

インターンシップ教育では、インターンシップに対する意識を高めるため、有意義な職業人生を送ることに意味があることを伝え、キャリアに対する意識づけを行っている。「ビジネスインターンシップⅠ」では、インターンシップ研修に必要なビジネスマナーや合同説明会の活用方法等について学ぶ。研修では、まず合同説明会へ出席し、研修を希望する企業等を選ぶ。そして研修先への事前訪問を行った上で企業等でのインターンシップ研修が始まる。研修の期間は企業によっても異なるが5日間が多い。インターンシップ研修の参加状況は、令和2(2020)年度新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により中止、令和3(2021)年度36人、令和4(2022)年度37人、令和5(2023)年度13人、令和6(2024)年度12人である。令和6(2024)年度の研修先は9事業所で業種は、卸売業・小売業が33.3%、教育・学習支援業、宿泊業・飲食サービス業、公務にそれぞれ16.7%、医療・福祉、サービス業にそれぞれ8.3%の学生が参加している。

企業等で研修を終えると研修報告会への準備にかかる。令和 6（2024）年度も併設大学と合同（1 教室）で報告会を行った。報告は、1 人 4 分間の持ち時間で PowerPoint を使用して報告し、その後質疑応答の時間を 1 分間設けた。令和 6（2024）年度も研修先の企業等の方 3 社 5 名に参加頂き、学生に対して貴重な意見を頂いた。

食物栄養学科では、栄養士資格取得のため、「給食管理実習」を実施している。

②支援体制の整備

本学では、社会的・職業的自立に関する支援組織として、同一法人内の短期大学と合同組織であるキャリア支援部を設置している。キャリア支援部は部長 1 人（キャリア支援課長兼務）で構成され、キャリア支援に関する方針や具体的なキャリア支援計画等をキャリア支援課と策定している。

キャリア支援部（課）では、以下の内容を業務としている。

- ・就職斡旋、進路指導並びに各種支援に関すること
- ・卒業生に対する就職斡旋などの支援に関すること
- ・就職開拓に関すること
- ・編入学、大学院等への進学に関すること
- ・就職、進学等に関する願、届、証明及び推薦に関すること
- ・進路支援に関する各種情報の収集、提供、及び保管に関すること
- ・進路支援に対する学生及び教職員の意識啓発に関すること
- ・インターンシップに関すること
- ・キャリア教育に関すること
- ・「しののめ人財バンク」に関すること
- ・「しののめプラス」（社会人講座）に関すること
- ・その他部長が必要と認める事項に関すること

このキャリア支援部の方針のもと、学生を支援する事務組織として、キャリア支援課（課長、課員 4 人の 5 人体制）を設置している。キャリア支援課の職員は、学生の相談への対応、履歴書の書き方の指導、就職試験に向けての指導等を常時行っている。また、学科長と連携をとり、「就職ガイダンス」を実施している。学科の主な就職先を考慮し、具体的な内容、実施回数等は、学科長とキャリア支援課が相談の上、決定している。2025 年度からは、学内プチ合同企業説明会を 10 月から 1 月にかけて毎月 1 回開催し、企業研究のための機会を設けた。これらの支援等の結果、令和 6（2024）年度の就職率は、保育科 100%、現代ビジネス学科 100%、食物栄養学科 100%、全体でも 100%となっている。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

① 支援体制

本学では、学生サービス、学生会活動、厚生補導等を統括する組織として学生支援部を置いている。平成 20（2008）年まで本学と併設大学が別の組織を置いて運営していたが、同一キャンパスにあって一体的・連続的に学生生活が営まれていることに鑑み、学生支援活動の向上を図るために平成 21（2009）年度より両大学の合同組織「学生生活支援部」とし、更に、平成 25（2013）年度より「学生支援部」と名称変更した。学生支援部は、学生支援部長、本学教員、併設大学教員及び事務職員をもって組織され、その業務は、学生生活全般にわたる支援活動や現状分析のほか、学生会及び正課外活動の指導助言、奨励金に関する検討や選考等も含む。原則として月 1 回の頻度で部会を開催している。

また、本学が導入しているアドバイザー制度は、学生生活の支援においても重要な役割を担っている。アドバイザーは「学生支援の手引き」に沿って、学生の最も身近な支援・相談窓口として日常的にきめ細かく学生に対応している。教員間の連携が学生支援に資する場合には、学科会等で情報共有し、組織的に学生生活安定のための支援を図っている。学生の人権保護に関しては、学園に「松山東雲学園人権問題に関する規程」を設け、「ハラスメント等人権問題に係る相談員連絡会」を置いている。更に、「セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」を定めている。セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る相談窓口は、本学教員、併設大学教員、松山しののめ認定こども園（以下、「認定こども園」という）保育教諭、事務職員で構成され、学生用ホームページに氏名等を公表し、学生への周知を行っている。相談内容の秘密は守られることが約束されている。

② 支援状況

（ア） 学生生活全般に関する支援

本学では新入生対象のオリエンテーションを設けており、学生生活への円滑な移行を実現するため、多方面から丁寧な支援を行っている。

このオリエンテーションは、学生が大学内で支援を受けることができるように環境を整えることから始まる。まず、アドバイザーの確認と本学のメールシステム及びネットワークを利用する際に必要となるアカウント登録を行う。更に、日本学生支援機構奨学金に関する手続きを円滑に行うことができるよう、職員が丁寧なガイダンスを実施している。

その上で、各学科による「学生生活ガイダンス（学生支援部）」「教育課程ガイダンス（教務部）」「キャリア支援ガイダンス（キャリア支援部）」が実施される。また、「遠隔授業指導」を入学早期に実施することで、「オンライン授業（Google Meet）やオンライン学修支援システム（Google Classroom・Google Forms）」を活用した授業運営に対応している。この期間に使われる学生生活の手引きとなる「キャンパス・ガイド」は、毎年内容の検討を行い、学生にとって有益な情報提供になるよう努めている。オリエンテーション最終日には、定期健康診断が実施される。こうした一連の内容を経て、大学生としての一步を踏み出していく。

入学後、新入生同士・教員等との親睦を深めるため、新入生歓迎行事として「ウェルカムセミナー」を開催している。

その他、自転車、バイク通学が多く、交通事故やトラブルも発生していることから、「バイク講習会（実技）」「自転車に関する講話」などの交通安全・マナー教育を通じて、安全

対策を講じている。

③心身に関する健康相談及び心理的支援

本学ではアドバイザー制度を導入しており、ゼミナール担当教員がその任に就いている。基本的には、アドバイザーとなっている教員が学業や進路、心身に関する学生からの相談に対応している。また必要ならば、保健室やカウンセリングルームと連携を図り支援にあたっている。

(ア) 保健室

学生の健康管理、心身に関する健康相談については、保健室に看護師資格を持つ職員 1 人を中心に学生生活の様々な場面での健康面におけるサポート体制をとっている。毎年 4 月のオリエンテーション期間中に、学生全員の健康診断を実施している。診断項目は、計測（身長・体重）・血圧・視力・検尿・胸部 X 線・内科検診である。アドバイザーは、健康診断結果通知を学生本人に手渡すとともに、検査を必要とする学生に対して別途検査結果を保健室に提出するよう指導している。保健室では、日常における学生からの健康相談対応を行っている。利用状況の内訳は、表 3-4-1 のとおりである。また、女性特有の健康上の悩みや問題に直面する学生を支援するため、年間 2 回の婦人科医師（女性）による相談日、年間 4 回の助産師による「からだの相談日」を設けている。女性の健康に関する配慮を継続的に実施することは、女子の大学の取組みとして、学生の健康支援上重要な位置づけをなしている。

表 3-4-1 短期大学 保健室利用状況（2018～2024 年度）※利用数は延べ（人）

年度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
前学期	1,545	1,787	861	977	625	722	611
後学期	706	477	343	267	86	134	111
合計	2,251	2,264	1,204	1,244	711	856	722

(イ) カウンセリングルーム

心理的・精神的な悩みや問題を抱える学生への支援は、カウンセリングルームが中心となってその役割を担っている。カウンセリングルームでは、心身の問題に関して専門機関に繋ぐことも可能である。カウンセリングルームに学生が自ら相談にくる場合やアドバイザーが学生と一定の関わりを持つ中で、必要性を認めてカウンセリングルームへ繋ぐ場合がある。令和 6（2024）年度、カウンセリングルームには併設大学専任教員 2 人（ともに公認心理師）、専任職員 1 人（臨床心理士・公認心理師）、学生支援課職員 1 人及び非常勤カウンセラー 3 人（うち 2 人が臨床心理士・公認心理師、1 人が精神保健福祉士・公認心理師）が配置されている。カウンセリングルームの開室時間は 9:30～16:30 である。カウンセリングルームでは、UPI（University Personality Inventory）対応・相談業務については専任職員と非常勤カウンセラー、居場所利用については主に専任職員で対応するという

体制をとっている。相談業務について、専任職員は主に受理面接を担当し、非常勤カウンセラーが継続面接を担当している。

令和6(2024)年度カウンセリングルームの年間の来室数(実数)は92人であり、在籍者数に対する利用率は23.9%であった。過去5年間の来室数(実数)の推移をみると、在籍者数に対する利用率が18.5%~23.9%という変動を示している。在籍者数は減少傾向にあるものの来室数(実数)は増加傾向にあり、令和6(2024)年度が23.9%と最も高い(表3-4-2)。これは、広報活動を通じて来室する学生が増えたことや、新入生が入学当初にゼミツアーでカウンセリングルームを見学する機会があり、カウンセリングルームに対する抵抗が下がることが要因と考えられる。

表 3-4-2 短期大学 カウンセリングルーム利用状況 (2020~2024 年度)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
在籍数(人)	491	487	462	430	385
来室数(実数)(人)	91	73	62	84	92
来室数(延べ数)(人)	217	271	235	369	424
利用率(%)	18.5	15.0	13.4	19.5	23.9

(ウ)「心療内科医による心の相談日」の実施

年に4回(1回につき3時間)カウンセリングルーム面接室で「心療内科医による心の相談日」を実施している(表2-4-3)。心療内科の医師に相談できる貴重な機会ではあるが、令和4(2022)年度および令和5(2023)年度は、利用者が5名にとどまっていた。しかし、令和6(2024)年度は8名に増加した。

表 3-4-3 「心の相談日」参加人数の推移 (2020~2024 年度) (人)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
計	11	9	5	5	8

※2020年度以前は3時間/回(1回につき最大6人)×年6回、2021~2022年度は2時間/回(1回につき最大4人)×年6回、2023年度以降は3時間/回(1回につき最大4人)×年4回実施。

(エ) 学生支援部による啓発活動

デートDV、ストーカー被害、カルト被害、インターネットやSNS被害などから学生を守るために、法務局の人権擁護委員や愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課等と協働して啓発や予防教育を行っている。

また、女性の日常生活やライフステージによるからだの変化・付き合い方について理解を深めるために松山市子ども家庭センターすくすく支援課の保健師によるプレコンセプションケア・子宮頸がんの予防啓発等を含めた健康教育を行っている。

④経済的支援

学生に対する本学独自の経済的支援として、以下のものが挙げられる。

(ア) 奨励金制度

第一の支援制度として奨励金制度があり、表 3-4-4 のように整備している。系列校の松山東雲高等学校との間では、「マドンナ奨励金制度」として進学後も継続して勉学に励む者に対し、奨励金をもって学修支援、入学応援することを目的とする奨励金制度がある。

令和 4 (2022) 年度までは「特別就学奨励金」として就学を目的とする A+B 制度と、入学応援を目的とする B 制度の二つが運用されていたが、この名称が他の奨励金と混同しやすいことから令和 5 (2023) 年度から「マドンナ奨励金」と名称を変更し、あらたに募集することになった。

令和 2 (2020) 年度より本学を専願とする者（外国人留学生を除く）の学修奨励・入学応援を目的として奨励金を整備している。「しののめ姉妹在学奨励金」「地域人材育成奨励金」「ひとり暮らし応援奨励金」「しののめ入学応援奨励金 A 制度」「しののめ入学応援奨励金 B 制度」「児童養護施設入所者奨励金」がある。

令和 6 (2024) 年度から「しののめ入学応援奨励金 A 制度」「しののめ入学応援奨励金 B 制度」は受験生がより利用しやすいよう申請資格等の見直しを行い、「しののめ修学奨励金」と名称変更し、募集することとなった。令和 7 (2025) 年度から「しののめ姉妹在学奨励金」は姉または妹が卒業生の場合も対象となるよう申請資格を拡大し「しののめ姉妹奨励金」と名称変更し、募集することとなった。

学生に対する様々な経済的支援制度があるが、なかには継続にあたり、年次審査が必要な制度もあり、それぞれの基準を満たすことを支援の条件としている。更に、企業や財団等の民間の奨学金制度の情報を本学ホームページや E メールにて適宜学生に周知し、活用を支援している。(表 3-4-5)

松山東雲短期大学

表 3-4-4 本学独自の奨励金制度 (2025 年度入学者選抜～)

名 称	申請資格	待 遇
マドンナ奨励金 A 制度	・松山東雲高等学校を卒業見込みの者で全体の学習成績の状況 3.5 以上、学校長の推薦を得られる者	入学時 50 万円 ※2 年次以降 25 万円
マドンナ奨励金 B 制度	・松山東雲高等学校、松山東雲短期大学、松山東雲女子大学を卒業又は卒業見込みの者	入学時 25 万円
しのめ姉妹奨励金	・姉妹が在学もしくは卒業している者 (同時に姉妹が入学する場合はどちらか片方が対象)	入学時 20 万円
ひとり暮らし応援奨励金	・愛媛県外もしくは愛媛県内島しょ部在住の者 ・愛媛県外から愛媛県内の高校に進学し、寮またはひとり暮らしをしている者	入学時 10 万円
しのめ修学奨励金	・全体の学習成績の状況 3.3 以上 ・日本学生支援機構給付奨学金の家計基準に該当しない者かつ世帯収入が 800 万円以下の者	大学：年間 20 万円 短大：年間 15 万円
児童養護施設入所者奨励金	・児童養護施設入所者で施設長の推薦を得られる者	入学時 12 万円

表 3-4-5 各種奨励金の受給者の推移 (2020～2024 年度) (人)

名 称	区分	支給期間	年度				
			令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
マドンナ奨励金 A+B 制度 (旧特別就学奨励金 A+B 制度 ・旧 松山東雲高等学校特別奨学生)	給付	1 年間 (継続あり)	9	27	21	4	1
マドンナ奨励金 B 制度 (旧特別就学奨励金 B 制度)	給付	1 年間 (入学時)	0	3	2	6	4
しのめ姉妹在学奨励金	給付	1 年間 (入学時)	1	3	2	3	0
地域人材育成奨励金	給付	1 年間 (入学時)	0	1	0	0	0
ひとり暮らし応援奨励金	給付	1 年間 (入学時)	5	6	3	5	4
しのめ入学応援奨励金 A 制度	給付	1 年間 (継続あり)	2	5	9	17	11
しのめ入学応援奨励金 B 制度	給付	1 年間 (継続あり)	—	0	0	2	0
児童養護施設入所者奨励金	給付	1 年間 (入学時)	—	0	0	2	1

(イ) 特待生制度

第二の支援制度として、特待生制度が挙げられる（表 2-4-6）。特待生制度には、「学校推薦型選抜[スポーツ]」による入試受験者を対象としたもの（体育系クラブで顕著な成果を収めた者に成果別の待遇）がある。特待生は、年次ごとに特待生選考委員会において規程に基づき待遇の可否が審査される。

表 3-4-6 特待生制度の受給者の推移（2020～2024 年度）（人）

名 称	区分	支給期間	年度				
			令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
特待生 (スポーツ)	給付 減免	1 年間 (継続あり)	7	7	11	8	3

(ウ) 栄誉賞

本学園の創立者二宮邦次郎を記念して「二宮邦次郎賞」を設けている。学業・人物とともに優秀な者（2 年生対象）に授与される。

松山東雲学園同窓会から人物・成績ともに優れた者には「雪びら奨学金（1 年生対象）が授与される。

松山東雲短期大学から在学期間を通じて、学業成績・人物ともに特に優秀であった者に「学長賞」（2 年生対象）を卒業式当日に授与している。

(エ) 緊急時支援

令和 4（2022）年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）まん延下にある学生たちへの経済的支援の一環として、日本学生支援機構と連携して食の支援を行った。期間を限定し、500 円×2 枚の食券を発行し、学生たちが生活協同組合のショップにて食品購入代に使用したり、食堂にて食事代として使用できるようにした。また、令和 5（2023）年度に日本学生支援機構と連携して、食の支援だけではなく、教科書や文具まで購入できるよう拡大・実施している。

⑤ 学生の正課外活動への支援

学生の正課外活動には、学生会活動とクラブ活動があり、いずれも併設大学と合同で運営されている。本学は、学生の正課外活動の活性化のため、多様な支援を行っている。

(ア) 人的支援

正課外活動に対して教員は、学生会活動、及び各種クラブ・同好会に顧問として指導・助言にあたっている。また、円滑な活動を促進するために「クラブ活動ハンドブック」を作成し、支援に活用している。更に、学生からの要望に応じて外部コーチを招へいし、クラブのレベルアップを図る支援を行っている。加えて、クラブの顧問、外部コーチと学生支援部の意思疎通を図るため、適宜、クラブコーチに意見聴取を行っている。

(イ) 経済的支援

クラブには、毎年学生会及び松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教育振興会（以下、「教育振興会」という）からの予算が配分されており、学外試合遠征等に対しては旅費、宿泊費、会場費の援助を行っている。他に各クラブ等がそれぞれ所属する協会・連盟等への加盟・登録料等の5割の補助を行っている。高額な備品等で購入が困難な物品については、教育振興会及び松山東雲学園後援会からの資金援助（クラブ活性費）がなされている。本学は、「特別強化指定クラブ」として、バレーボール部（インドア・ビーチ）の強化を図っている。

(ウ) 施設に関する支援

学生会には活動場所が用意されている。同様に、クラブ・同好会にも部室専用棟として「清雅館クラブセンター」がある。ここには26の部室と共同利用できる会議室・和室がある。更に、令和元（2019）年には、茶室を備えた新たな講義棟も活動場所として加わった。体育クラブの活動場所としては、体育館・弓道場・テニスコート3面（うち2面はオムニコート）・柔道場並びにトレーニングルームを開放している。

(エ) 時間的支援

本学では時間割上週1コマ（木曜5時限）を正課外活動の時間に充てており、この時間帯には授業は開講しないことを基本としている。

(オ) 学生表彰

学生会活動やクラブ・同好会活動で顕著な成果を収めた団体あるいは個人に対し「最高栄誉賞（全国大会に相当する評価）」「栄誉賞（中四国大会に相当する評価）」の2種の栄誉賞を設け、卒業時に表彰しており、正課外活動に対する学生の努力に報い奨励するための仕組みを整えている。

⑥ 社会人学生への支援

社会人学生への経済的支援として、毎年の在籍料と履修登録単位数ごとの授業料を納入する制度（社会人学納金ユニット制度）を設けている。また、通学の便宜を考慮して、社会人学生に対しては個々の特別の事由に応じて学生支援部の判断により、自動車通学を許可している。

⑦ 留学生への支援について

令和元（2019）年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）まん延化以降、留学生の受入れができていない。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-4-1】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 学生支援部規程

【資料 3-4-2】学生支援の手引き

【資料 3-4-3】松山東雲学園 人権問題に関する規程

- 【資料 3-4-4】松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針
- 【資料 3-4-5】入学式・オリエンテーション日程表
- 【資料 3-4-6】Shinonome キャンパス・ガイド 2024
- 【資料 3-4-7】ウェルカムセミナー一覧
- 【資料 3-4-8】バイク・自転車講習会実施要領
- 【資料 3-4-9】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 カウンセリングルーム規程
- 【資料 3-4-10】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 マドンナ奨励金に関する規程
- 【資料 3-4-11】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 奨励金規程
- 【資料 3-4-12】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 スポーツ特待生規程
- 【資料 3-4-13】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学学生会 会則
- 【資料 3-4-14】クラブ活動ハンドブック
- 【資料 3-4-15】松山東雲短期大学 特別選抜[社会人]の学納金等に関する規程

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

松山市の南東部に位置する本学キャンパス（以下、「桑原キャンパス」という）には、教室、研究室、食堂、大学生協同組合、管理関係施設等のある校舎（A館、B館、D館、本館南、本館北、実習棟）があり、ほかに愛真館（チャペル、図書館等）、体育館、柔道場、トレーニングルーム、テニスコート、清雅館（クラブ部室等）がある。これら校地・校舎及び施設は、すべて本学と併設大学で共用している。また、同一校地内に、松山しのめ認定こども園（以下、「認定こども園」という）と「松山東雲学園児童クラブ」（以下、「児童クラブ」という）がある。

本学の校地・校舎面積は表3-5-1のとおりであり、短期大学設置基準上必要な面積を上回っている。なお、学生・教職員が一日の大半を過ごす校地・校舎の安全性確保は最重要課題である。本学では、平成 22（2010）年から平成23（2011）年にかけて校舎の耐震調査を実施し、その結果、旧A館、旧B館、C館、E館、愛真館及び体育館で耐震対応工事が必要であることが確認された。また、同一キャンパス内の旧附属幼稚園についても、別途実施した耐震診断の結果に加え、将来的に見込まれている都市計画による校地減少にも対応する必要があることから、理事会は、桑原キャンパス全体の総合的な将来構想を立案の上、耐震工事に着手した。その第一期工事である愛真館の耐震、チャペルの音響板の設置、図書館へのラーニング・コモンズの設置、外壁・内装及びトイレの美化等改修は、平成 28（2016）年 3 月に完了した。第二期工事として、平成 28（2016）年、旧A館・旧B館・C館・E館と旧附属幼稚園は解体し、平成29（2017）年に実習棟（図工室）と附属幼稚

園（現認定こども園）を新築し、令和元（2019）年にA館は新築、B館は外壁・内装の改修をした。

表3-5-1 校地・校舎面積（㎡）

校地面積	設置基準上の面積	校舎面積	設置基準上の面積
35,889	8,900.0	20,105	8,237.7

<エビデンス集（資料編）>

【資料3-5-1】松山東雲女子大学・短期大学 建物配置図 令和7（2025）年4月

3-5-② 図書館の有効活用

本学及び併設大学共用の図書館では、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学図書館規程」に基づき、図書の実用を図るなど学生の学修環境を提供している。図書の整備については年次行動計画「図書館」をもとに計画的に購入・除籍を行うことにより、収容スペースを確保しつつ利用しやすい環境となるよう努めている。

延面積は1,375㎡である。提供資料としては、令和7（2025）年4月1日現在、図書が159,879冊、雑誌・紀要は和雑誌・洋雑誌合計で968種、新聞8種、視聴覚資料3,534点、有料データベース1点である。また、CiNii Researchや国立国会図書館デジタルコレクションも利用可能である。学生向けのコンピュータ環境としては、無線LANアクセスポイントが2台、データベース検索用パソコンが1台、蔵書検索用パソコンが10台、館内貸出用パソコンが9台設置されている。資料の管理、貸出などのサービスを行うため、ブレインテック社の「情報館」を導入している。そのシステムを活用して、毎年、計画的に図書の登録・除籍作業を行っている。

開館時間は、平日の8:50～18:00である。図書館は地域にも開放しており、16歳以上であれば学外の人でも利用できる。ただし、令和2～4（2020～2022）年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大状況に応じて、適宜、休館や開館時間の短縮及び学外利用者の制限を行った。

新規受入れ資料数の推移は表2-5-4のとおりである。選定に関しては、教員からの推薦や図書館での選定のほか、学生からの購入希望も受付けている。また、図書館の年間入館者数及び貸出冊数の推移は表2-5-5のとおりである。令和2～4（2020～2022）年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として、入館者や座席の制限を行ったため、入館者数並びに貸出冊数の減少がみられた。

表3-5-2 図書館の資料新規受入れ（2020～2024年度）

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
図書（冊）	807	990	861	1,431	968
視聴覚資料 (件)	53	42	33	31	38

表 3-5-3 図書館の年間入館者数及び貸出冊数 (2020～2024 年度)

年度	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
入館者数 (人)	14,234	11,308	21,026	14,773	15,288
貸出冊数 (冊)	6,102	5,383	5,326	6,684	7,055

図書館では、学生の図書館利用教育として、毎年、年度初めにゼミナール単位で新入生オリエンテーションを実施し、図書館の利用方法などの説明を行っている。また、文献検索ガイダンスも要望に応じて随時実施している。

本学図書館の特徴的な取組みとしては、以下のことが挙げられる。

(ア) 保育士・幼稚園教諭を目指す保育科の学生のため、図書館では多くの絵本を購入している。本学図書館所蔵の絵本について対象年齢を調査し、「情報館」に登録することによって、対象年齢による絵本の絞込み検索ができるようにしている。また、本学認定こども園と連携し、季節や行事ごとのおすすめ絵本を紹介し、学生が学外実習などに持参する絵本を選ぶ際の一助となっている。

(イ) シラバスに記載されている参考資料の購入や保育士や栄養士だけでなく、他の資格取得を目指す学生のための参考資料や過去の国家試験の問題集を購入・貸出できるようにし、学修環境が向上するよう努めている。

(ウ) 学生や教職員のおすすめ絵本や、時機に応じた内容の図書の展示企画を年間とおして計画的に行っている。また、教職員と連携して、授業内容等に対応したミニ展示やスポット展示も行っている。

(エ) 図書館の利用に際してはスタンプカードを導入し、学生の利用を促している。

(オ) ラーニング・コモンズ

学生の自主的な学修活動（アクティブラーニング）を支援するために、平成 27（2015）年度より図書館内において運用している。令和 7（2025）年 4 月 1 日現在の設備は次のとおりである。

キャスター付き個人机 40 台、キャスター付きチェア 40 台（予備として 7 台）、ホワイトボード 5 台、ブルーレイプレイヤー 2 台、モニター 2 台

本学におけるラーニング・コモンズの利用状況は表 2-5-6 のとおりである。

表 3-5-4 ラーニング・コモンズの利用人数 (2020～2024 年度)

年度	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
人数 (人)	161	161	284	492	394

以上、適切な規模の図書館を有し、十分な情報資料並びに学修支援サービスが利用できる環境が整備できている。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

① バリアフリーへの対応

バリアフリーについては、エレベーター、多目的トイレ、スロープを設置している。耐震化工事に合わせて改善を試みたが、一部対応が困難なところもあり、今後計画する校地・校舎の中期整備計画に則り、順次整備を進める予定である。

本学の主要な施設・設備としては A 館、B 館、D 館、体育館、本館南、本館北、愛真館、実習棟、しのめ広場たんぼぼ、認定こども園、児童クラブがある。本学及び併設大学がこれらの施設を共用し、学生の教育にあたっている。敷地面積のコンパクトさを生かしたキャンパスであるため、それぞれの施設・設備へ往来するのにアクセスがよく、各施設・設備はわかりやすい動線となっている。

A 館 (3 階建て)、D 館 (1 階食堂を含む：6 階建て)、本館北 (6 階建て) にはエレベーターを設置しており、バリアフリーの観点からは問題ない。ただし、本館北 (6 階建て) と本館南 (4 階建て) は連結した構造になっているが、3 階と 4 階の連結箇所は階段になっている。本来なら段差を解消する設備の取付けなどが必要な状況であるが、建築基準の条件から設置ができない。

水回りについては、学生の利便性や動線に合わせた場所に適宜配置されている。地域の親子や認定こども園の親子も利用しやすいように多目的トイレやベビーベッドを配置したトイレもある。令和 7 (2025) 年度にトイレの改修工事を行い、すべてを洋式化し新たに本館北 1 階に多目的トイレを設置した。

表 3-5-5 バリアフリーへの対応

名称・構造	対応状況
A 館（鉄筋コンクリート 3 階建）	多目的トイレの設置 （A 館 1・2・3 階） エレベーターの設置
B 館（鉄筋コンクリート 3 階建）	なし A 館と 2・3 階部分連結
D 館（鉄骨・鉄筋コンクリート 6 階建）	エレベーターの設置
愛真館〔チャペル・図書館〕 （鉄筋コンクリート 3 階建）	多目的トイレの設置（1、2 階）
本館南・北（鉄筋コンクリート 6 階建）	エレベーターの設置（本館北） 多目的トイレの設置（本館北 1、2 階） スロープの設置（本館南・北出入口）
体育館（鉄骨・鉄筋コンクリート 2 階建）	なし

②施設・設備の安全管理

桑原キャンパスにおける防火・防災管理については、「松山東雲女子大学、松山東雲短期大学、松山しののめ認定こども園 消防計画」（以下、「消防計画」という）を策定し、施設設備の管理責任者、管理体制、非常時の体制及び対応などについて必要な事項を定めている。日常的な安全性維持活動は、松山東雲学園（桑原キャンパス）防火・防災管理委員会規程及び消防計画に基づいて選任された防火・防災管理者が統括して行っている。教室、研究室等施設設備については火元責任者を置き、各室の火元・戸締管理、安全管理等に関して必要な措置を講じている。また、定期的に学生及び教職員を対象に防火・防災訓練を行っている。

本学は女子の大学であり、加えて認定こども園、児童クラブ及びしののめ広場たんぼぼ利用の幼児・児童・保護者も多いことから、防犯については特に注意を払っている。日中は、施設担当職員が校門付近の交通整理、校地周辺を含む巡回を行い、夜間は保安業務を委託し、防犯の徹底化を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-2】松山東雲学園 中期施設整備計画

【資料 3-5-3】松山東雲女子大学、松山東雲短期大学、松山しののめ認定こども園 消防計画 令和 7（2025）年度

【資料 3-5-4】学校法人松山東雲学園（桑原キャンパス）防火・防災管理委員会規程

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

入試部

入学者選抜においては、これまでの実績を踏まえた見直し及び改革を行っている。特に総合型選抜においては、日程や受験型の追加、並びにそれに伴う奨励金制度の見直し及び新設を行った結果、総合型選抜における受験者数の増加につながった。

また、全国的に短期大学における定員確保が困難になっている現状を踏まえ、入学定員

の見直しを実施した。

教務部

年2回の学期初めのオリエンテーション、さらには、アドバイザーによる個別指導等によって、きめ細かな履修指導、学修支援体制を整えている。

キャリア支援部

入学直後から卒業まで、学年・学科別の専門性に即した正課外の「キャリア支援プログラム」を体系化したものを学生に提示し、運用している。

また、定期的な「進路希望調査」で学生の動向を把握し、適時適切な「個別相談」をおこなうことにより、学生の不安を解消し、主体的な行動を促している。これらの取り組みは高い就職・進路決定率に直結している。

学生支援部

クラブ・サークル説明会により加入率向上が実現できている。これは学生の孤立を防ぐコミュニティ形成に寄与している。

また、「バイク講習」「防犯・危機管理講話」「女性のからだに関する講話」「婦人科医・心療内科医による相談日」等、学生生活の安全と心身のケアを目指す多角的な支援を実施することで、学生生活の充実を図っている。

事務局

防火・防災に関しては、法令で定められた基準を遵守し定期的な訓練及び点検等を実施している。

図書館

保育科の学生向けに、対象年齢で絞り込み検索ができる独自の絵本データベースを構築。また、併設認定こども園と連携した「季節・行事の絵本紹介」により、実習支援を強化している。

「認定絵本土養成講座」等の受講生が作成したPOPを展示し、利用者の選書を支援している。

シラバス掲載資料の網羅や、保育士・栄養士等の国家試験問題集の積極的な提供を通じて学修支援を行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

入試部

過去5年間の入学定員充足率の平均は、いずれの学科においても定員充足には至っていない状況である。その中でも、現代ビジネス学科は他学科と比較して入学定員充足率が低く、改善が必要である。

キャリア支援部

インターンシップへの参加者が減少傾向にあり、実社会での就業体験を通じた職業観の形成が滞っている現状がある。インターンシップ参加を促す動機付けの強化が必要である。また、より手厚い個別サポートを必要とする学生が増加しており、個々のニーズに応える体制づくりが急務である。

学生支援部

合理的配慮を必要とする学生の増加と、課外活動の停滞が顕在化している。障がいや発

達特性に応じた個別支援ニーズが高まっている。体制整備あるいは専任人員配置の本格的な検討が急務である。一方で、コロナ禍以降、学生会やクラブ活動への参加意欲が減退しており、組織の維持やこれまでの規模での学生会企画の実施が困難になっている。

事務局

施設・設備の老朽化が進んでおり、資金計画を含めた将来的な施設整備計画の立案が喫緊の課題である。

図書館

図書の充実を図る一方で、限られた延面積の中で収容スペースを維持し続けるための除籍の継続性が常に求められている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入試部

全国的に短期大学における定員確保が困難となっている現状や、受験生の4年制志向、県内の受験動向を踏まえ、さらに併設大学の改革も併せて、短期大学のあり方及び適正規模について検討を行った。

その結果、令和8(2026)年度入学者選抜においては募集定員の見直しを行い、令和9(2027)年度入学者選抜より、短期大学はエッセンシャルワーカー、すなわち保育士及び栄養士の養成に特化することとし、現代ビジネス学科は募集停止とする。これにより、地域における短期大学の役割が明確となり、学生募集の強化につながることを期待できる。

教務部

新システム (UNIPA) の導入により、学生の学修状況をこれまで以上にきめ細かく把握し、学修支援体制の強化を図っていく。

キャリア支援部

低学年次からインターンシップの意義を伝える啓発活動を強化し、学内で体験報告会を通じた動機付けを図る必要がある。

また、増加する個別支援ニーズに対し、個別相談を予約制へ移行することで業務を効率化し、相談の質の確保に努めている。今後は、専門的な支援を実現するため、外部専門機関との連携強化を推進していく予定である。

学生支援部

合理的配慮への対応として、大学全体で連携した支援体制の拡充や、教職員の理解を深める研修を強化する必要がある。あるいは、現任人員での対応に限界が見え始めているなかで、専任人員配置の本格的な検討に移る必要も確固としてある。

課外活動の停滞に対しては、手続き等のオンライン化により負担を軽減し、活動に専念できる環境をつくらなければならない。多様な学生が安心して集える場とは何かを都度検討し、個人を尊重した学内コミュニティ形成を図る必要がある。

事務局

資金計画を含めた将来的な施設整備計画の立案に着手する。

図書館

年次行動計画に基づき、ブレインテック社の「情報館」を活用したデジタル管理と、計画的な購入・除籍を継続することで、利用しやすい環境の維持に努めている。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマポリシーは、建学の精神（寄附行為第 3 条目的）、本学の学則（第 1 条）に基づき、各学科の人材育成・養成像（学科の教育目的）（学則第 3 条 2）に沿って、学科での十分な審議を経たのちに策定している。

各学科とも、卒業時まで身に付けるべき三つの能力「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」から、それぞれ二つの小項目を設定し、計 6 項目の学修成果の目標を策定した。

周知については、本学ホームページのほか、オープンキャンパス、高等学校等訪問、入学者選抜説明会などにおいて学生募集要項などを利用して詳細な説明をしている。在学生に対しては、入学時のオリエンテーションをはじめ、各学期のオリエンテーション時にも説明し、学生用ホームページなどで周知している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】履修要覧「ディプロマポリシー」

【資料 4-1-2】学校法人松山東雲学園寄附行為 第 3 条

【資料 4-1-3】松山東雲短期大学学則 第 1 条、第 3 条の 2

【資料 4-1-4】松山東雲短期大学ホームページ「ディプロマポリシー」

【資料 4-1-5】松山東雲短期大学 学生募集要項 令和 5（2023）年度

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

短期大学設置基準第 7 条に基づき、「学則第 5 章 教育課程及び履修方法等」「学則第 6 章 卒業要件等」「松山東雲短期大学履修規程」（以下、「履修規程」という）に、単位認定基準、卒業認定基準を定めている。入学前の既修得単位等の認定については、「学則第 32 条」に、上限 30 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすと規定している。

保育科においては、各種免許・資格を取得するために、本学の履修規程第 6 条に基づき、それぞれ履修細則を設けている。幼稚園教諭二種免許状については、教育職員免許状であるため、学則第 36 条を設けている。加えて、子どもの発達や成長、関わり方を学ぶ学科の特質上、児童厚生二級指導員資格取得についても履修細則を設けている。また、食物栄養

学科においては、栄養士免許の国家資格を取得するために、本学の履修規程第6条に基づき栄養士免許証取得に関する履修細則を設けている。そのほか、レクリエーション・インストラクター資格、社会福祉主事任用資格についても履修細則を設けている。

学科の授業科目とディプロマポリシーの関係をカリキュラムマップとして提示している。また、シラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準がすべての授業科目について示されている。

単位認定は、「学業成績判定に関する規程」に則って行い、単位修得の要件及び卒業要件、資格取得のための要件などについては、入学時及び学期ごとの教育課程ガイダンスで「履修要覧」を用いて詳細を説明し、アドバイザーや教務部員により、資格要件や科目履修状況を確認のうえ、丁寧な履修指導を行っている。

シラバスには、その授業の位置づけと到達目標、評価方法・基準の他に、事前・事後の授業時間外学修時間等を記述し、学則が定める単位当たり学修時間の実質化を促している。これらの内容については、科目担当者が授業内で説明するとともに、本学ホームページに公表し周知している。なお、各担当教員が作成したシラバスについては、学科長を中心に組織的なチェックが行われている。

ディプロマポリシーについては、ディプロマポリシー到達度評価シートに各項目の評価基準を示し、学生に周知している。

また、単位認定については、成績の平準化の取組みも行っており、その基準については「教務の手引き」に明記し、教員間での共通理解を得ている。

なお、進級については、進級基準を定めた規程はなく、原則として2年次への進級が可能であるが、アドバイザーが計画的な履修を指導している。

単位認定は、「松山東雲短期大学 学業成績判定に関する規程」（以下、「成績判定規程」という）に定めた方法により厳正に行っている。その結果に基づき、「秀」（90点以上）、「優」（80点以上）、「良」（70点以上）若しくは「可」（60点以上）と評価している。59点以下は「不可」（不合格）とする。

成績判定規程第5条3項に該当する場合は「失格」としている。特に、不正行為の扱いについては、「成績判定規程」第3条第1項第5号に明記している。更に、「履修ガイド4. 学業成績の判定について」において「受験者心得」「レポートなどに関する心得」として示し、学生への注意喚起を行っている。

成績評価の客観性・公平性を保つための工夫として、GPA（Grade Point Average）制度を導入し、教授会で成績結果を共有している。令和6（2024）年度には、教員間、授業科目間での評価の不均衡を是正するために、成績評価の平準化への具体的な指針を作成し、教授会等を通じて、その周知を図っている。令和6（2024）年度後学期の成績評価状況は表4-1-1のとおりである。

なお、成績判定に訂正等があった場合も、教授会審議を経て厳格に行っている。

成績通知については、毎学期学生用ホームページで行い、成績不振の場合にはアドバイザーが指導、助言を行っている。成績判定に疑義がある場合は、所定の期間内に教務課で手続きを行い、照合することになっており、成績評価の厳正な取扱いを徹底している。

卒業の要件は、「学則」第6章及び「履修規程」に定められている。本学に2年以上在学し、学科ごとに定められた卒業要件単位を修得した者に卒業が認定されることとなって

いる。

単位認定の根拠となる成績評価方法は、シラバスに明記され、科目担当者から学生へ授業開始時に周知される。

表 4-1-1 成績分布一覧表 令和 6 (2024) 年度 後学期 (%)

	学年	平均学期 GPA	秀	優	良	可
保育科	1	2.62	21.5	35.9	34.1	08.6
現代ビジネス学科	1	2.49	23.9	37.0	26.4	12.7
食物栄養学科	1	2.42	21.3	32.2	24.7	21.7
保育科	2	3.01	35.0	37.0	19.8	08.2
現代ビジネス学科	2	2.55	22.7	39.4	27.8	10.1
食物栄養学科	2	2.54	26.0	29.5	24.9	19.6

注：秀 GP 4 優 GP 3 良 GP 2 可 GP 1

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-6】履修要覧「松山東雲短期大学 履修規程」
- 【資料 4-1-7】松山東雲短期大学学則
- 【資料 4-1-8】履修要覧「松山東雲短期大学 幼稚園教諭二種免許状取得に関する履修細則」
- 【資料 4-1-9】履修要覧「松山東雲短期大学 保育士資格証明書取得に関する履修細則」
- 【資料 4-1-10】履修要覧「松山東雲短期大学 児童厚生二級指導員資格取得に関する履修細則」
- 【資料 4-1-11】履修要覧「松山東雲短期大学 栄養士免許証取得に関する履修細則」
- 【資料 4-1-12】履修要覧「松山東雲短期大学 レクリエーション・インストラクター資格取得に関する履修細則」
- 【資料 4-1-13】履修要覧「松山東雲短期大学 社会福祉主事任用資格単位修得証明書取得に関する履修細則」
- 【資料 4-1-14】松山東雲短期大学ホームページ「カリキュラムマップ」
- 【資料 4-1-15】履修要覧「松山東雲短期大学 学業成績判定に関する規程」
- 【資料 4-1-16】松山東雲短期大学ホームページ「松山東雲短期大学シラバス」
- 【資料 4-1-17】ディプロマポリシー到達度評価シート
- 【資料 4-1-18】教務の手引き
- 【資料 4-1-19】履修要覧「Ⅱ 履修ガイド」
- 【資料 4-1-20】「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における成績評価の平準化への指針」
- 【資料 4-1-21】松山東雲短期大学学則 第 6 章
- 【資料 4-1-22】履修要覧「松山東雲短期大学 履修規程 第 6 条」

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシー実現のため策定されている。

各学科では、教育目的を実現するために、授業科目とディプロマポリシーの関係を示したカリキュラムマップや、授業科目間の対応関係や履修・学修における道筋を示したカリキュラムツリーを用いながら、履修指導を行っている。カリキュラムポリシーは、学生に配付される「履修要覧」に明記されており、本学ホームページ上でも公開している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】履修要覧「学科の教育目的・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー」

【資料 4-2-2】カリキュラムマップとカリキュラムツリー

【資料 4-2-3】松山東雲短期大学ホームページ「教育方針（三つのポリシー）」

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学科では、ディプロマポリシーを実現するための教育内容として、体系的なカリキュラムを編成している。この教育を実現するためにカリキュラムの構造をわかりやすく履修系統図（カリキュラムツリー）として明示し、ディプロマポリシーとの一貫性を確保している。カリキュラムツリーは、学生に対しては、授業科目間の対応関係や履修・学修における道筋を示すために用いられている。また、各学科においては、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーとの一貫性を検証するために用いている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-4】履修要覧「学科の教育目的・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー」

【資料 4-2-5】カリキュラムマップとカリキュラムツリー

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程の編成及び実施に関する方針であるカリキュラムポリシーは、教育内容・教育方法・学修成果の評価で構成されている。教育内容は、基礎的な教養形成の位置づけをも

つ科目群を収めた「共通カリキュラム」と、各学科の「専門科目」で編成されている。「共通カリキュラム」は、各学科共通して計 10 単位以上、専門科目は、各学科の教育目的やディプロマポリシーで示す学修成果を達成するために必要な授業科目が設置されている。

シラバスには、授業科目の内容、到達目標、授業方法、授業計画、評価方法等、更に、単位制度の実質を保つために、授業時間外学修に関わる情報（事前・事後学修）を記載している。これらを組織的にチェックした後、学生用ホームページで学生に周知している。令和 8（2026）年度からの新システム導入に伴い、今年度は、新システムでのシラバス作成が行われた。

本学では、適切な授業科目数を履修することで、十分な学修時間を確保し、学修内容を深く身につけることを目的とし、1 年間の履修登録単位数の上限を適切に設定している（キャップ制）。履修単位の上限については、集中講義、学外実習指導、学外実習及び他の大学または短期大学における授業科目の履修の単位を除き 50 単位とし、1 年次の前学期成績の GPA が一定の基準値以上である場合または卒業年次の学生においては、55 単位までを上限として登録を認めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-6】履修要覧「CAP 制について」

4-2-④ 教養教育の実施

本学では「共通カリキュラム」が教養教育に該当する。「共通カリキュラム」は、わかりやすい見出しで趣旨を示し、「知の礎」「社会と共に学ぶ」「ライフデザイン」「伝え合う力」の 4 領域で成り立っている。建学の精神と関わりのある「キリスト教学」は各学科共通の必修科目である。このように本学における共通カリキュラムは、ディプロマポリシーにおいて求める三つの能力（「知識・理解・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」）をバランスよく養うことができるように幅広い分野の学びで編成されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-7】履修要覧「共通カリキュラム教育課程表」

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

カリキュラムポリシーで示す教育方法を確かなものにするために、FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）活動に取り組んでいる。SD 委員会からの案内により、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）主催による研修に参加することが推奨され、教授方法の工夫と開発に取り組む機会を増やすように努めている。新任教員を対象にした「授業デザインのワークショップ」については、授業方法の工夫と開発についての知見が得られるため、SD 委員会では参加を毎年推奨している。授業改善の方策としては、全授業科目について、「学生による授業改善のためのアンケート」を実施し、教員コメントを学生用ホームページに公開することで、学生にフィードバックしている。また、教務部主催で各学科から学生の代表者を募り、教員との意見交換会を開催し、授業改善についての具体的な聞き取り等も行っている。更に、教授方法の工夫・改善にむけた教員相互の授業

参観を実施している。特に新任3年未満の教員については、学科長に授業参観報告書の提出が義務づけられている。

遠隔授業に関しては、ガイドラインを見直すとともに、令和8(2026)年度からの運用を目指し、遠隔授業科目の定義や運用方法を明記した細則を作成した。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-2-8】SPOD利用の研修内容

【資料4-2-9】学生による授業改善のためのアンケート

【資料4-2-10】学生用ホームページ「学生による授業改善のためのアンケート教員コメント」

【資料4-2-11】教育カリキュラム等に関する意見交換会

【資料4-2-12】授業参観の報告書フォーマット

【資料4-2-13】「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 遠隔授業科目の開講に関する細則」

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、「学修成果評価の方針(アセスメントポリシー)」を策定し、入学時、在学時、卒業時のそれぞれの時点において、大学全体(機関)レベル、教育課程(学科)レベル、科目レベルの3レベルごとに、学修成果の検証を行うための客観性のある指標・エビデンスとなるものを明示している。教育課程(学科)レベルにおける取組みは次のとおりである。

表 4-3-1 学修成果評価の方針（アセスメントポリシー）

	入学時	在学時	卒業時
		アドミッションポリシーに沿った受け入れがなされているか	カリキュラムポリシーに沿って学修が進められているか
大学全体レベル	入学試験結果 新入生の意識調査	退学・休学者数・率 学生の学修時間・学修行動調査アンケート 大学教育に関する学生調査	学位授与数 就職率・進学率 大学教育に関する学生調査
教育課程レベル	入学試験結果 新入生の意識調査 面接・志願理由書等	GPA 分布・成績分布 単位修得状況 ディプロマポリシー到達度評価シート 退学・休学者数・率 学生満足度調査 学生の学修時間・学修行動調査アンケート	学位授与数 就職率・進学率 進路決定状況 資格・免許取得状況 ディプロマポリシー到達度評価シート
科目レベル	履修登録状況 プレースメントテスト	学生による授業改善のためのアンケート	単位認定状況 GPA 分布・成績分布 学生による授業改善のためのアンケート

学修成果の点検・評価については、本学では令和元（2019）年度より、ディプロマポリシー到達度評価シートを導入し、学生の振り返りと履修計画作成に活用している。この評価シートは、ディプロマポリシーを踏まえた学修成果を到達目標として明示し、その達成度を学生が自己評価するために用いられている。ディプロマポリシー到達度評価シートの運用では、アドバイザーは担当学生の記入内容を確認の上、コメントを入力して面談やフィードバックを行う。これにより学生の主体的な学修活動を支援できると同時に、アドバイザーにおいても、学生の学修状況やディプロマポリシーの達成状況を把握することができるようになっている。

学生の学修状況、資格取得状況についてはアドバイザーが把握し、学科内で学生情報を共有し、必要に応じてアドバイザーが学生と面談し、一人ひとりに合わせた丁寧な指導を行っている。成績不振の該当項目として、取得した GPA が基準（1.5 未満）以下及び必修科目を単位取得できなかった学生には、アドバイザーが面談をし、その原因を把握、次学期以降の学修意欲を確認したうえで、改善策などを指導している。また、アドバイザーによる家族・保証人との面談も行っている。保育科と食物栄養学科では、それぞれ各種資格・免許の取得を踏まえた教育課程であることから、学生が免許・資格取得に関わる実習や必修科目について単位取得ができなかった場合や、免許・資格の取得を中止する場合も成績不振とし、学生の資格取得状況を把握している。免許・資格必修単位を取得できなかった成績不振者については、教務担当者、あるいはアドバイザーによる個別の履修指導によって、再履修の必要性や卒業要件確認を行っている。

進路決定状況の把握については、キャリア支援課が一括把握しており、保育科と食物栄養学科では、それぞれ各種資格・免許の取得を踏まえた教育課程であることから、進路決

定状況も教育目的達成の指標となりうる。まず、進路決定状況の把握については、キャリア支援課に登録した情報から学生が希望する進路を把握し、確実な就職支援を行えるよう取り組んでいる。キャリア支援課は、希望就職先の探し方、就職相談、マナー講座、公務員受験対策プログラムの案内等の取り組みによって手厚いキャリア支援を行っている。進路決定状況の把握に努め、キャリア支援課からアドバイザーへ、毎月、進路決定状況がEメールや教職員用ホームページで共有されている。卒業後には、再就職や学び直し・学び直しなど生涯を通じた活躍支援を行うことを目的として設置された「しのめ人財バンク」に登録した卒業生を対象に、毎年アンケートを実施している。

学生の意識調査については、毎年、全学的に「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 年度末学生アンケート」を実施している。本学への満足度などを明らかにし、継続的に追跡するとともに様々な観点から分析を行い、今後の教育の改善や充実に役立てており、調査結果は本学ホームページに公開されている。

評価方法について、本学では、平成 27 (2015) 年度より、GPA 制度を開始し、その仕組みを履修要覧等に明記して学生に周知している。この制度の導入にあたり、平成 27 (2015) 年度以降の入学生に対しては、秀・優・良・可・不可等の評価以外に、学期 GPA と累積 GPA を成績通知表に記載することとした。新たに GPA が導入されたことによって、個人平均 GPA 及び学科平均 GPA により、学修成果を客観的に確認し、学生の経年的な成績の変化を学生自身のみならず、教員も把握できるようになり、丁寧な学生指導が可能となった。成績認定については、学期ごとに成績通知を行い、学生は履修した科目ごとの評価と GPA を確認することができる。令和 3 (2021) 年度より、学生用ホームページでの閲覧が可能となった。閲覧期間内に学生は、各自の成績表をダウンロード等によって保存し、ディプロマポリシー到達度評価シート作成の資料とする。

また、学生の成績不振状況の把握と指導にも GPA を活用している。GPA で判断する成績不振の基準を各学科で定め、該当者には、アドバイザーによる面談等を行っている。面談を行った場合には、学生支援記録Ⅰに面談内容を記録し、学科長と教務課に提出する。必要な場合には、家族・保証人とも面談し、学生支援記録Ⅱを作成し学科長と教務課に提出する。これにより、学科ごとに成績不振状況が把握、共有されるようになった。その他、平成 28 (2016) 年度以降、各種奨励金継続審査の基準としても GPA を活用している。令和 3 (2021) 年からは、就職活動等で必要な成績証明書にも GPA を記載している。各学科の人物・成績優秀者を対象とした各種賞授与者の選出には、GPA も参考にしている。

<エビデンス集 (資料編) >

- 【資料 4-3-1】松山東雲短期大学 教務部規程
- 【資料 4-3-2】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 SD 委員会規程
- 【資料 4-3-3】ディプロマポリシー到達度評価シート
- 【資料 4-3-4】教職履修カルテ (保育科)
- 【資料 4-3-5】履修要覧「GPA 制度について」
- 【資料 4-3-6】成績通知表
- 【資料 4-3-7】学生支援記録Ⅰ・学生支援記録Ⅱ
- 【資料 4-3-8】学業成績・単位取得証明書

【資料 4-3-9】松山東雲短期大学ホームページ「しのめ人財バンク」

【資料 4-3-10】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 卒業生アンケート

【資料 4-3-11】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 年度末学生アンケート

【資料 4-3-12】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 事業所アンケート

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

各種アンケートを実施、活用した上で、教育内容・学修指導の改善にフィードバックしている。

「学生による授業改善のためのアンケート」は、令和3（2021）年度から Web Forms による回答となった。その結果は、授業担当者、科目ごとに集計を行い、集計結果は授業担当者に E メールで通知される。集計結果に対しては、各教員が担当科目すべてにおいて所見と改善点等をコメントする。教員コメントは、学生用ホームページ及び教職員用ホームページで閲覧できる。また、評価の低い教員に対しては改善計画の提出を義務化するなど、授業内容・方法の改善に向けての制度的な取組みの強化に着手した。

更に、教授方法の工夫・改善にむけた教員相互の授業参観を実施している。参観教員と授業を公開した教員が授業改善のための新たな教授法等の知見を得ることを目的としている。主体的に学ぶ学生を育成するためには、常に教授方法の開発に取り組むことが必要であるとの認識のもと、教員の相互協力的な FD 活動として機能している。特に、新任3年未満の教員については、SD 委員長に授業参観報告書の提出が義務付けられており、多くのフィードバックがもたらされている。

在学生に対し行っている「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」の結果は、学科ごとで集計が行われ、分析は各学科長が行う。また、分析結果は SD 委員会で取りまとめ、学科ごとの傾向などを抽出し、教学協議会でも共有し、各学科にフィードバックしている。

学生の意識調査については、毎年、全学的に「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 年度末学生アンケート」を実施している。本学への満足度などを明らかにし、継続的に追跡するとともに様々な観点から分析を行い、今後の教育の改善や充実に役立てており、調査結果は本学ホームページにて公開されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-13】学生による授業改善のためのアンケート

【資料 4-3-14】学生による授業改善のためのアンケート教員コメント

【資料 4-3-15】授業参観の報告書フォーマット

【資料 4-3-16】学生の学修時間・学修行動調査アンケート

【資料 4-3-17】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 SD 委員会規程

【資料 4-3-18】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 年度末学生アンケート

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の使命・目的、更には各学科の教育目的に基づきディプロマポリシーを策定し、周

知している。また、ディプロマポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準などは、学則をはじめとする各規程において定め、学生に周知している。単位認定、卒業認定は、適切な成績の評価方法、評価・認定基準に基づき厳格に行っている。

各学科の特性を反映したディプロマポリシーの実現のため、カリキュラムポリシーを策定し、体系的なカリキュラムを編成している。そして、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの一貫性については、カリキュラムツリーなどをおして明示するとともに、その検証が行われている。

ディプロマポリシー到達度評価シートを用いて、ディプロマポリシーを踏まえた学修成果について明示し、その振返りを学生自身が行うことによって学修状況を確認している。また、資格取得状況、就職状況の調査、各種アンケート調査などを用いてディプロマポリシーやカリキュラムポリシーが達成されているかの点検を行い、改善に繋げている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善については、「学生による授業改善のためのアンケート」や「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」などをおして、組織的に実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

成績評価の平準化に関しては、指針は作成されているが、依然課題が残っているといえる。

また、「学生による授業改善のためのアンケート」や「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」の回答率が低いことが課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

成績評価の平準化に関しては、成績提出の前に、教授会等を通じて、指針の理解と協力を教員に呼び掛けていく。

アンケートの回答率の課題に関しては、授業の最終回に、アンケート回答のための時間を確保するなどの取組みを行う。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

松山東雲短期大学学則第 41 条第 2 項に基づき設けられた「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教育職員役職規程」第 3 条において、「学長は学務を総理し、本学を代表する」と規定し、学務全般の管理統括者としての学長の位置づけが明確化されている。

また、同規程第4条により、「学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどり、学長不在のときは、その職務を代理する」副学長を2人配置している。更に、本学と同一法人内の短期大学の合同協議体である「教学協議会」並びに「教職協働協議会」を設置している。

「教学協議会」は、学長、副学長、学科長、学科長補佐、事務局長及び事務局次長を構成員とし、学長の諮問により、教育・研究に関する重要事項について協議する。学長は原則月1回同協議会を招集し、議長を務めている。「教職協働協議会」は、学長、副学長、学科長、学科長補佐、事務局長及び事務局次長で構成され、教育・研究、大学運営、社会貢献等に関する事項について教職員間での連絡調整並びに協力体制の確立を図ることを目的としている。同協議会の議長は学長が指名し、議事内容は議長から理事長に報告される。

以上のことから、学長のリーダーシップが確立されており、また、それが適切に発揮できるための補佐体制が整備されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-1】松山東雲短期大学学則 第41条

【資料 5-1-2】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教育職員役職規程

【資料 5-1-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教学協議会規程

【資料 5-1-4】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教職協働協議会規程

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長のリーダーシップの下で招集される「教学協議会」が、本学の教学マネジメントにおいて中心的な役割を果たしている。教学全般を統括する副学長、学科の業務を統括する学科長、学科長補佐及び教学に関する事務を統括する事務局長が参加し、主に、教学マネジメントの重要事項である三つのポリシー、カリキュラム編成、学修成果の可視化、更には、人事計画などに関する方針が協議されている。

また、「入試部」「教務部」「学生支援部」「キャリア支援部」「地域連携・社会貢献推進室」が置かれ、それぞれの長がその所管業務を統括している。それぞれの部は、教員及び事務職員をもって組織し、「執行部」として機能している。

副学長2人に関しては、学内の学務を主に所管する（内部調整担当）副学長と、社会連携等の対外的な事項を主に所管する（外部連携担当）副学長とに役割分担がなされている。また、副学長は、「教職協働協議会」において学長の指名により議長を務め、「教学協議会」での協議事項以外の学務や社会連携に関する様々な重要事項についての協議・情報共有を促す役割を担っている。

教学組織としては、教授会、学科会、並びに、執行部・委員会・センター会が置かれている。

教授会は、学則第42条に基づき設置され、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教により組織すると規定されている。その運営に関しては「松山東雲短期大学教授会規程」に定められており、同規程第2条は、教授会は「学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする」としている。同じく、同規程同条において、教授会が扱う審議事項は「学生の入学及び卒業」「学位の授与」に関することと明示され、更に、その他「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」として、

「学則、規程等の制定改廃」「教育課程及び授業科目担当」「教員の採用及び昇任」「試験及び学業成績判定」「学生の指導及び賞罰」及び「その他教育研究」に関することが示されている。以上のように、短期大学組織の意思決定における教授会の位置づけと役割が明確化されているとともに、学長が教授会に意見を聴くことが必要な教育研究上の重要事項について周知されている。

学科会、執行部・委員会・センター会は、それぞれの規程に定められた事項について審議し、必要に応じて教授会に上程・報告している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 入試部規程

【資料 5-1-6】松山東雲短期大学 教務部規程

【資料 5-1-7】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 学生支援部規程

【資料 5-1-8】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 キャリア支援部規程

【資料 5-1-9】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 協議会・執行部等 構成員一覧表

【資料 5-1-10】松山東雲短期大学 教授会規程

【資料 5-1-11】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 合同教授会の運営に関する細則

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学校法人松山東雲学園事務組織規程により、学園には事務局が置かれている。事務局には、「総務課」「経営企画室」「経理課」「教務課」「学生支援課」「キャリア支援課」「入試課」「図書館事務室」「地域連携・社会貢献推進室」の各部署が置かれ、同規程第5条において、それぞれの部署の担当業務が明示されている。事務局は、大学と同一法人内の短期大学で一つの組織とすることで、事務運営の効率化を図っている。

各部署の管理職及び一部の課員は、所属する執行部等の構成員として部会に参画しており、各部署で教職協働の業務執行体制が整っている。また同規程第7条において、理事長、事務局長及び事務局次長を構成員とした「事務協議会」を設置し、事務局方針の策定に加え、職員の資質向上を目的とした研修計画の立案や、人事考課制度やOJTによる人材育成、人事管理を行っている。事務協議会の方針を受け、事務局管理職を構成員とした「管理職者会議」を設け、事務局全般にわたり情報共有、意見交換、伝達することにより、組織の一体感を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-12】学校法人松山東雲学園 事務組織規程

【資料 5-1-13】事務協議会規則

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和7（2025）年度における本学の学科別教員数は、表5-2-1に示すとおりである。

短期大学設置基準で定める教員数を配置しており、教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員数が確保されている。基幹教員の年齢構成は、表5-2-2に示すとおり適正である。また、幼稚園教諭の教職課程に必要な基幹教員数についても、「領域に関する専門的事項」に3人、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に5人配置しており、認定基準に適合している。

表5-2-1 基幹教員数及び設置基準上必要な教員数（人）

松山東雲短期大学 基幹教員数

2025年5月1日現在

学科										設置基準で定める教員数		備考
	教授		准教授		講師		助教		計	〔イ〕	〔ロ〕	
	男	女	男	女	男	女	男	女				
学長												
保育科	2	1	2	2				1	8	8		教育学・保育学
現代ビジネス学科	1	2	1						4	7		経済学
食物栄養学科		2		4	1				7	5		家政
短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員											4	
(計)	3	5	3	6	1			1	19	20	4	

〔注意〕

1. 上表の〔イ〕とは短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員数をいう。
2. 上表の〔ロ〕とは短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員数をいう。
3. 学長は兼務者であり、学科に所属しないため除いている。
4. 副学長は所属学科に含めている。
5. 上表の基幹教員は、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画している。

松山東雲短期大学

表 5-2-2 基幹教員の年齢構成 (人)

松山東雲短期大学 年齢別教員数

2025年5月1日 現在

基幹教員教員の年齢構成

区分		(松山東雲短期大学)(定年年齢65歳)								
		男性	女性	29 以下	30～39	40～49	50～59	60～69	計	70 以上
学部・学科	教授	3	5	-	-	-	1	7	8	-
	准教授	3	6	-	-	5	3	1	9	-
	講師	1	-	-	-	1	-	-	1	-
	助教	-	1	-	1	-	-	-	1	-
	助手	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	7	12	-	1	6	4	8	19	-
研究科	研究指導教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	研究指導補助教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		7	12	-	1	6	4	8	19	-

教員の採用・昇任に関しては、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学専任教員採用規程」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学専任教員昇任規程」及び「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学資格審査規程」(以下、「資格審査規程」という)に基づき厳正に行われている。

専任教員の募集は、教育目的・教育課程上必要と認められた場合に、本学ホームページや国立研究開発法人科学技術振興機構(JREC-IN)のポータルサイトなどを通じて、原則公募により行っている。

採用・昇任に際しては、「教学協議会」及び教授会の議を経て、学長が必要と判断した場合、主査1人、副査2人からなる調査委員会により、審査対象者が「資格審査規程」の定める資格基準を満たしているか厳正に調査される。調査委員会は調査結果を調査報告書としてまとめ当該学科長に提出し、教授会での審議(投票)を経て、学長が採用・昇任について認めた後、理事会に上程される。理事会での承認後、採用・昇任が決定される。

教員評価については、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教員評価規程」に基づき、学長を委員長とする「教員評価委員会」が置かれ、毎年実施されている。教員は毎年「教員自己評価調査票」に1年間の諸活動の結果を入力し、学科長に提出している。学科長はその結果に基づき、各教員の評価結果を取りまとめ、副学長に提出し、副学長の確認後、学長に提出する。学長は最終評価を行い、その結果を各教員に通知する。教員評価委員会において、評価結果に基づき改善を要する教員に対しては、副学長・学科長による面談を行い、優れた活動が認められた教員に関しては、学長が報奨対象者として理事会に進達する。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-2-1】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 専任教員採用規程
- 【資料 5-2-2】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 専任教員昇任規程
- 【資料 5-2-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 資格審査規程
- 【資料 5-2-4】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員評価規程
- 【資料 5-2-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員評価委員会規程
- 【資料 5-2-6】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員自己評価調査票
- 【資料 5-2-7】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教員自己評価調査票（回答票）
- 【資料 5-2-8】学科長・専攻主任による教員評価調査票・通知書

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、着任3年未満の新任教員に対して、教員相互の授業参観を義務付けている。授業参観を行った教員は、授業参観シートをSD委員会に提出する。その後、授業参観シートは学科長に返却され、学科長は着任3年未満の新任教員に対して、面接等によるフィードバックを行う。

また本学は、SPOD加盟校である。SPODとは、四国地区大学教職員能力開発ネットワークの略称で、四国地区の35の国公立大学・専門職大学・短期大学（四国地区に一部の学部等を置く大学を含む）及び高等専門学校によって構成されている。本ネットワークでは、質の高い教育を提供するため、四国4県に位置するネットワークコア校を中心に、加盟校が協力・連携して、教職員の能力開発（FD・SD）を行っている。研修をとおして、資源を共有することで、加盟校は、単独の組織では成し得なかったプログラムやサービスを楽しむことができる。ネットワークの活動を通じて、学生の豊かな学びと成長を支援し、実践的力量をもった高等教育のプロフェッショナルを四国から輩出することを目指している。本学では、このネットワークを活用して、学内の教職員に周知し、適宜、研修についての案内と参加要請を行っている。

本学では、学内向けFDの取組みとして、毎年12月に「シラバスの作成方法について」教務部長からの研修が行われている。FD活動の全学的な取組みの推進について2024年度から強化しており、中期計画で掲げている「学修者主体の学びの実現」に向け、教員間の共通理解を深めるための機会を持っている。2024年度は、「基礎から学ぶ学習評価法」（愛媛大学 中井 俊樹先生 2024年6月20日）、「学修者主体の学びの実現に向けての研修会①—教学マネジメントの基礎—」（愛媛大学 中井 俊樹先生 2024年11月11日）、「神戸常盤大学 初年次教育科目 「まなぶる▶ときわびと」～学生と教員がともに主体的になる授業～」（神戸常盤大学 光成 研一郎先生 2025年1月30日）をテーマとした

研修会を実施、2025 年度は「学生の主体性を促す学習支援」（香川大学 大学教育基盤センター 准教授 蝶 慎一 氏 2025 年 7 月 3 日）をテーマとした研修会を実施した。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】授業参観シート

【資料 5-3-2】SPOD ホームページ

【資料 5-3-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学「2024 年度シラバスの作成について」

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和 4（2022）年度からの研修テーマと概要は表 5-3-1 のとおりである。

表 5-3-1 SD 研修会実施一覧表（2022～2025 年度）

年度	実施日	題目	講師
令和 4 (2022)	9 月 16 日	「愛媛県で起こりうる災害と事前の備え」	二神 透 氏 (愛媛大学防災情報研究センター 副センター長/愛媛大学社会共 創学部准教授)
令和 5 (2023)	6 月 8 日	「教学 IR 入門」	真鍋 亮 氏 (愛媛大学研究員)
	9 月 12 日	「ネット依存の理解と児童精神医学臨床」	河邊 憲太郎 氏 (愛媛大学大学院医学系研究科 児童精神医学講座准教授)
	9 月 13 日	「ハラスメント防止と働き方改革」 (遠隔開催)	川島 高之 氏 (NPO 法人ファザーリング・ ジャパン理事)
	11 月 13 日	「情報セキュリティおよび生成 AI の現状と 活用について」	続木 正博 氏・川北 輝 氏 (松山東雲女子大学・松山東雲 短期大学情報メディアセンター 員)
令和 6 (2024)	9 月 10 日	「合理的配慮について」	野本 ひさ 氏 (愛媛大学教育・学生支援 機構教授)
	9 月 13 日	「情報セキュリティおよび生成 AI の倫理的 問題と活用について」	続木 正博 氏 (松山東雲女子大学・松山東雲 短期大学情報メディアセンター 長) 川北 輝 氏 (松山東雲女子大学・松山東雲 短期大学情報メディアセンター 員)
令和 7 (2025)	7 月 3 日	「学生の主体性を促す学習支援」	蝶 慎一 氏 (香川大学 大学教育基盤セン ター 准教授)
	9 月 16 日	「キリスト教主義女子高等教育を巡る〈問題 群〉」	上島 一高 氏 (松山東雲女子大学特任教授 (宗教主事))

	1月29日	「ハラスメント対策と危機管理」	熊本 園子 氏 (メンタルサポート K's HOUSE)
--	-------	-----------------	---------------------------------

事務職員研修については「松山東雲学園職員研修会規程」を定め、年度当初の事務協議会において、研修の年間計画を立てプログラムの選定、並びに人選を行っている。令和7(2025)年度は、徳島県で開催され1名の職員が参加した。学内での職員研修は、8月と12月に2回実施した。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-3-4】第1回SD研修会実施要領(SPOD内講師派遣プログラム)令和5(2023)年度

【資料5-3-5】第2回SD研修会実施要領(松山東雲学園創立記念教職員研修会)令和5(2023)年度

【資料5-3-6】松山東雲学園 職員研修規程

【資料5-3-7】第1回松山東雲学園研修会次第 令和5(2023)年度

【資料5-3-8】第2回松山東雲学園研修会次第 令和5(2023)年度

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

教員には個人研究室を1人1室用意し、非常勤教員には非常勤講師控室(準備室)を用意している。また、学科ごとの共同研究室や実験・実習に必要な各種の実験・実習室、準備室等も整備している。研究室は、机、書棚を備え、有線・無線LANに接続し、インターネットが利用可能となっている。必要に応じ、教員は個人研究費等でパソコン、プリンター、コンピュータソフト等を購入し、それぞれの研究者に対応した研究環境を整えている。図書館は、教員及び学生からの希望を聴取した結果をもとに蔵書検索システム、オンライン情報検索システム、図書館間の相互利用を推進し、文献検索、文献複写、図書借用等を通じた研究者支援を行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-4-1】教員研究室

【資料5-4-2】図書館利用案内

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動に携わるすべての者が遵守すべき倫理規範として、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学研究倫理綱領」を定めている。また、これに基づき「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理規程」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 人を対象とする研究倫理規程」を定め、研究遂行の上で求められる行動と態度の基準及び関連事項を設けている。

研究活動上の不正行為防止については、平成 26 (2014) 年 8 月 26 日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理規程」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理委員会規程」に反映させている。

公的研究費の不正使用防止については、平成 19 (2007) 年 2 月 15 日文部科学大臣決定 (令和 3 (2021) 年 2 月 1 日改正)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づき、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針」を定め、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学公的研究費不正防止計画」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費取扱い実施要領」「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費に関する監査実施要領」を制定している。

また、「公的研究費に関するコンプライアンス教育、研究倫理教育及び啓発活動実施計画」を策定し、年 1 回以上のコンプライアンス教育、研究倫理教育及び年 4 回以上の啓発活動を行っており、これまで研究活動における不正行為等の事例もなく、研究倫理の確立と厳正な運用がなされている。

<エビデンス集 (資料編) >

- 【資料 5-4-3】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理綱領
- 【資料 5-4-4】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理規程
- 【資料 5-4-5】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 人を対象とする研究倫理規程
- 【資料 5-4-6】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 研究倫理委員会規程
- 【資料 5-4-7】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針
- 【資料 5-4-8】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 公的研究費不正防止計画
- 【資料 5-4-9】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程
- 【資料 5-4-10】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費取扱い実施要領
- 【資料 5-4-11】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 公的研究費に関する監査実施要領
- 【資料 5-4-12】公的研究費に関するコンプライアンス教育、研究倫理教育及び啓発活動実施計画

5-4-③ 研究活動への資源の配分

経常的な研究経費については、基幹教員数に本学が定める研究費単価を乗じて各部門への配分額を決定している。令和7(2025)年度には各学科に合計376万円が配分され、各学科の教育・研究活動に活用されている。

更に、外部資金(科学研究費助成事業等)の獲得及び共同研究・受託研究等を推進・支援するため、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 松山東雲教育実践研究センター」(以下、「研究センター」という)を平成30(2018)年度に設置し令和6(2024)年度に名称変更、研究センター主催の研究費を助成している。研究センターには本学の教育・研究力の向上を図るため、研究課題に応じ研究班を複数班置くことができる。研究班は、研究員により構成され、研究分野またはテーマの公募に応じた本学基幹教員のうちから、所定の手続きを経て学長が任命する。各研究班には、研究計画書に基づく研究助成額が研究タイプに合わせて1班につき、A:50万円(研究期間最長3年間)、B:24万5,000円(研究期間最長2年間)、C:12万3,000円(単年度)が配分され、調査・研究活動に活用されている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-4-13】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 松山東雲教育実践研究センター
規程

【資料5-4-14】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 松山東雲教育実践研究センター
研究助成募集要項

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学における意思決定と教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制を整え、また、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制も構築・整備している。しかしながら、エンロールマネジメント体制の構築には、道半ばといわざるを得ない。この体制を確立し、教学マネジメントの意思決定において、これまで以上にIRデータの活用が可能となるようIR推進委員会にて進めていく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

これまでのSD/FD研修は、SPOD等から派遣された学外の講師や、SD委員会が主導して企画内容を決定していた。しかし、本来の研修は、各教職員による主体的な取組みであることが重要な資質向上の要素であるため、研修内容を学内全体から公募するなどして、教職員のニーズを踏まえた研修会を企画するよう検討しており、2025年度には職員提案のハラスメント研修を実施した。今後もそうした企画立案について意見を集約する態勢を整える必要がある。

事務職員研修については、職員の資質・能力向上のためのキャリア別・階層別・業務別を意識した研修計画の立案、実施及び検証結果等について教職協働協議会で情報共有し、組織的な実施に向けた見直しを図っていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教員相互の授業参観をとおして、シラバスに沿った授業運営や教授法を見学する等、それぞれの教育の質の向上に努める。授業参観シートは当事者間の共有にとどまる傾向にあり、その共有・活用方法についてSD委員会において検討している。2026年度には、ティーチング・ポートフォリオの導入に向けて、TSについてのSD研修会を行う予定である。この場で、それぞれの教育目標、課題、そして各教員独自の教育方法について意見交換の場となることを期待している。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は「学校法人松山東雲学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）に基づき経営し、本学は「松山東雲女子大学学則」（以下、「学則」という）などの各種規程等により、学内の管理運営体制を整備している。理事会のガバナンスについては、令和7（2025）年4月1日に施行された私立学校法に則り、「寄附行為」及び理事会運営規則等の諸規程を制定又は改正した。具体的には、役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度を見直し、令和7（2025）年度の定時評議員会までに理事、監事、評議員及び会計監査人を選任している。また、学園全体の経営方針について審議する機関として、理事長を委員長とする「経営企画委員会」を設置・運営している。

理事長は、建学の精神のもと、通常、毎月開催する理事会を招集・開催し議長となり、本学園の管理運営について積極的な改善策等を提言し、本学園の発展に寄与しており、法人を代表しその業務を総理している。

また、理事及び監事に税理士資格者を選定するなど、専門的な知識と経験を有する学内外の役員により、本学園経営の規律と誠実性の維持・担保に留意している。

学長は、代表業務執行理事として、また教学の最高責任者として、その権限と責任において、「松山東雲女子大学教授会規程」第2条に基づき教授会の意見を参酌して、教学面における最終的な判断を行っている。また、同一法人内の短期大学と合同で「中期計画」を立案、実行、検証、改善することにより、大学の運営全般においてリーダーシップを発揮している。

なお、「学校法人のガバナンス改革」については、その改革提言の趣旨を理解し、学内での共通認識に努めながら問題意識・課題を共有しつつ、今後も関連諸規程の見直しを行うこととしている。

また、組織倫理を確立するため平成 21（2009）年に「学校法人松山東雲学園公益通報者の保護に関する規程」、令和 7（2025）年に「学校法人松山東雲学園コンプライアンス規程」を制定するなど、法令違反等に対する体制を整備している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-1-1】学校法人松山東雲学園寄附行為
- 【資料 6-1-2】松山東雲短期大学学則
- 【資料 6-1-3】学校法人松山東雲学園 経営企画委員会規程
- 【資料 6-1-4】松山東雲学園 役員及び評議員名簿 令和 7（2025）年度
- 【資料 6-1-5】松山東雲女子大学 教授会規程
- 【資料 6-1-6】学校法人松山東雲学園 中期計画 令和 7（2025）年度
- 【資料 6-1-7】学校法人松山東雲学園 公益通報者の保護に関する規程
- 【資料 6-1-8】学校法人松山東雲学園 コンプライアンス規程

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、空調エネルギーを二酸化炭素の発生の少ない天然ガスとし、冷暖房においては節電啓発活動を含めたエコ対策を実施しており、学内のみならず社会環境に配慮した体制を維持している。学生のボランティア活動や、地域の桑原地区まちづくり協議会と連携した教育・社会活動においても環境に対する意識を醸成している。

人権に対する配慮では、人権侵害の防止を目的に、学生・教職員が健全で快適な環境のもとで、就学・就労する機会を保障するため、「セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」に従い、「松山東雲学園人権問題に関する規程」を制定している。本学ホームページや「Shinonome キャンパス・ガイド」に掲載し、周知するとともに、相談窓口及び関係委員会を必要に応じ設置・開催するなど適切に運用している。また、学生の心と体の悩み相談に対応する「カウンセリングルーム」を設け、専門性の高い教職員に加え、学外から 3 人の専門員の支援を得て、丁寧な対応を心がけている。

教職員については、より働きやすい職場環境を整備するため、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、積極的な啓発に努めており、「育児休業等に関する規程」及び「介護休業等に関する規程」は、法律の改正後、速やかに規程を改正し、教職員に周知している。本学は、育児・介護休業取得や育児・介護休業法の基準を超える両立支援制度の利用実績が多く、また、具体的な目標を定めた所定外労働の削減等働き方の見直しに資する取組みを実施している企業として、愛媛県内の教育機関では唯一「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業（第 55 号）」に認証され、愛媛県のホームページにも公表されている。

安全に対する配慮では、「学校法人松山東雲学園（桑原キャンパス）危機管理に関する規程」「学校法人松山東雲学園衛生委員会規程」「学校法人松山東雲学園ストレスチェック制度実施規程」を制定し、あらゆる危機への対応・管理に努めている。「学校法人松山東雲学園（桑原キャンパス）防火・防災管理委員会規程」に基づき、地域と連携した防火訓練、防災訓練を年に各 1 回、加えて松山市消防局の協力のもと防災関連講話会を年に 1～2 回開催している。令和 4（2022）年には、桑原地区まちづくり協議会との連携事業として、学

内に防災倉庫（8.24 m²）を設置し、簡易トイレ、水、乾パン等を備蓄・管理している。

学生の安全対策として、交通安全のためのバイク・自転車講習会と愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課による講話会を年に各1回実施している。

個人情報保護については、「松山東雲学園個人情報保護基本方針」に従い、「松山東雲学園個人情報の保護に関する規程」を制定している。また、「特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針」及び「学校法人松山東雲学園特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーを含めた個人情報を適切に保護、管理している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-1-9】松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針
- 【資料 6-1-10】松山東雲学園 人権問題に関する規程
- 【資料 6-1-11】Shinonome キャンパス・ガイド 2025
- 【資料 6-1-12】松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 カウンセリングルーム規程
- 【資料 6-1-13】次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
- 【資料 6-1-14】育児休業等に関する規程
- 【資料 6-1-15】介護休業等に関する規程
- 【資料 6-1-16】えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業認証書
- 【資料 6-1-17】学校法人松山東雲学園（桑原キャンパス）危機管理に関する規程
- 【資料 6-1-18】学校法人松山東雲学園 衛生委員会規程
- 【資料 6-1-19】学校法人松山東雲学園 ストレスチェック制度実施規程
- 【資料 6-1-20】学校法人松山東雲学園（桑原キャンパス）防火・防災管理委員会規程
- 【資料 6-1-21】桑原地区まちづくり協議会 備蓄物資確認報告書
- 【資料 6-1-22】松山東雲学園 個人情報保護基本方針
- 【資料 6-1-23】松山東雲学園 個人情報の保護に関する規程
- 【資料 6-1-24】特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針
- 【資料 6-1-25】学校法人松山東雲学園 特定個人情報取扱規程

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の管理運営組織は、理事会、評議員会に加え、機動的な意思決定に必要な管理部門と教学部門の意思疎通・連携に資するため、経営企画委員会、教職協働協議会等を設置している。

理事会は私立学校法に基づき、「寄附行為」第15条第1項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定され、予算・決算をはじめ、重要事項について審議・決定する学園の最高議決機関として位置づけている。

理事の定数は「寄附行為」第7条により9人以上10人以内と定めており、実数は9人である。理事長については「寄附行為」第16条第2項、代表業務執行理事については同条第3項、業務執行理事については同条第4項の規定に基づき適切に選任されている。

理事会は理事長が招集し、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項を書面により会議の7日前までに発している。

理事会の議長は理事長をもって充て、過半数の理事の出席で成立、議事の決議は出席した理事の過半数をもって行う。

令和7（2025）年度理事会は、17回開催し、出席率は92.8%と高い。

本学からは学長、副学長1人が理事として加わり、大学教育全般の責任者としての職務分担を担っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料6-2-1】学校法人松山東雲学園寄附行為 第7条、第16条

【資料6-2-2】松山東雲学園 役員及び評議員名簿 令和7（2025）年度

【資料6-2-3】学校法人松山東雲学園 理事会、評議員会の開催及び出席状況 令和7（2025）年度

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

中期計画の策定には、各所属における原案を基に、経営企画委員会での審議、監事との意見交換を経た後に理事会にて決議している。その内容は教職員用ホームページに公表した上で、教授会において学長より徹底・共有している。学科で策定される中期計画は、教育の質保証、学生確保を軸に課題を共有した上で継続的な努力の指針としている。

これら計画の包括的管理については、学園全体の中期計画を経営企画委員会が、また大学・短期大学の中期計画を自己点検・評価委員会が、それぞれ進捗状況及び総括を担い、理事会において最終検証することにより全学的なPDCAサイクルを確立している。

また、私立大学が主体性を重んじ、公共性を高める自律的なガバナンスを確保・強化するため、本学でもガバナンス・コードを定めており、内容については理事会において慎重に審議し、本学ホームページに公開している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料6-2-4】中期計画 令和7（2025）年度

【資料6-2-5】「私立大学ガバナンス・コード」順守状況報告書 令和6（2024）年度

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

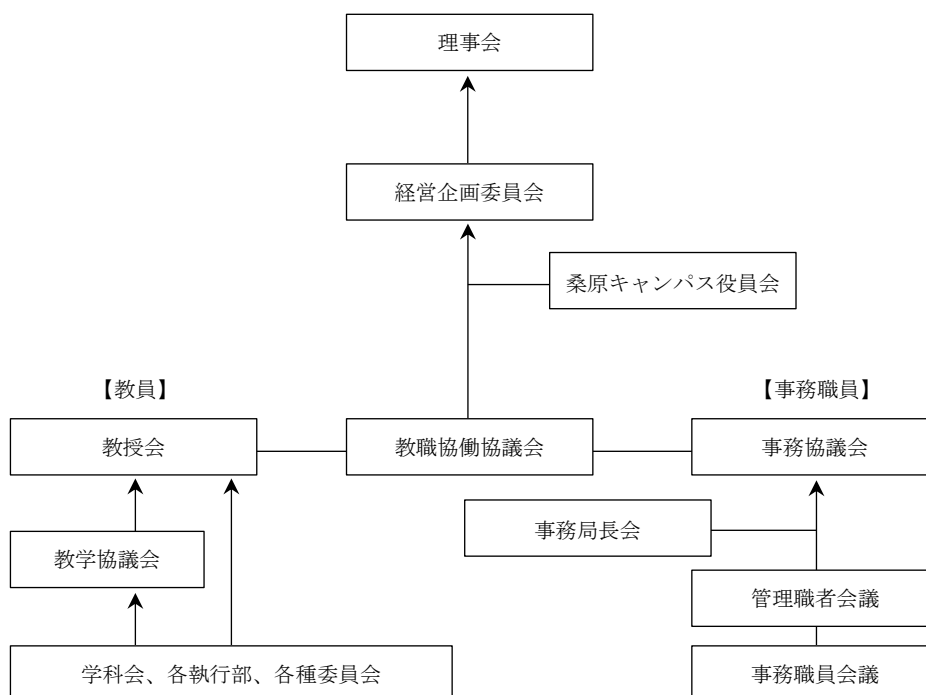
6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人全体の経営を代表する理事長、教学を代表する学長及び事務局を代表する事務局長が、法人と大学間のコミュニケーションを図り、理事会における意思決定の円滑化を主導している。また、各管理運営機関の責任者が構成員となる経営企画委員会が、所属間の協議・調整を推進する役割を担い、重要事項の審議と同時に、各所属の連絡・調整を行っている。

図 6-3-1 のとおり、教員組織からの提案は、学科会等から教学協議会、教授会へ、また、事務組織においては、事務職員会議、管理職者会議（課長以上）で構成する管理職者会議から理事長、事務局長及び次長で構成する事務協議会へとボトムアップでくみ上げる仕組みである。なお、教職員双方に係る多くの事項については、教職協働協議会で確認・協議される。

また、教員評価制度、事務職員人事考課制度の実施過程での個別面談において、提案・意見やニーズの確認も可能となり、組織・制度両面の整備により、各管理運営機関の意思決定の円滑化にも寄与している。

図6-3-1 ボトムアップを可能とする組織体系



<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-3-1】 学校法人松山東雲学園 経営企画委員会規程
- 【資料 6-3-2】 松山東雲女子大学 教授会規程
- 【資料 6-3-3】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教学協議会規程
- 【資料 6-3-4】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 教職協働協議会規程
- 【資料 6-3-5】 事務協議会規則
- 【資料 6-3-6】 事務局管理職者会議規則
- 【資料 6-3-7】 事務職員会議規則
- 【資料 6-3-8】 桑原キャンパス役員会規程

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

監事は寄附行為第 24 条に基づき、評議員会決議により選任している。監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、理事、評議員の職務遂行について適宜確認を行っている。また、監事の職務は寄附行為第 30 条に規定しており、また、監査の対象は監事監査規程第 3 条に規定している。

法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する評議員会は、定数を 11 人としている。構成は教職員の他に同窓生、学生・生徒等の保護者、日本基督教団松山教会に属する信徒及び学識経験者の評議員をもって組織している。

理事会は、「寄附行為」に定められた事項について評議員会に諮問し、評議員会は諮問事項に対し適正な意見を述べ、理事会の諮問機関としての機能を果たしている。

また、経営と教学の有機的連携を図るため、月に 1 度「桑原キャンパス役員会（構成員：理事長・学長・副学長・事務局長、事務局次長）」を設置している。当初計画の履行に際しての課題や現状の問題点等について、相互の見解を時機に即して確認・修正しながら、中期計画等に基づく円滑な学園・大学運営を支えている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-3-9】 松山東雲学園 寄附行為
- 【資料 6-3-10】 松山東雲学園 監事監査規程
- 【資料 6-3-11】 松山東雲学園 桑原キャンパス役員会規程

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

財務基盤の確立に向けて、2024年度から2029年度の松山東雲学園中期計画においては、経常収支差額の黒字化、つまり日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（以下、「経営判断指標」という）」の判定が「A3段階（経常収支差額が3か年のうち2か年以上黒字）」となること、また積立率全国平均並みの75%達成をKGI（Key Goal Indicator）として定めている。

そのため各年度の予算編成方針では、各学校に対して、中期計画に基づく入学者の確保を必達目標として働きかけ、寄付金、補助金等の外部資金の獲得や資金運用による収入を獲得することで持続可能な収入源の確保を目標としている。

また効率的な支出構造の構築のため、予算申請上の留意点として、中期計画を視野に入れた事業計画に基づく予算申請を促し、継続事業についても各予算項目を精査し、優先度、必要度及び費用対効果を検証したうえで申請するよう促している。

これらの検討機関としては、経営企画委員会及び理事会としており、年度末又は決算時において、その進捗・達成状況を確認して、次の計画につなげている。

6-4-② 収支バランスの確保

収支バランスを確保するために、平成20（2008）年度より賞与に関しては、当該年度の入学者数及び前年度決算状況を考慮し、労使協定により賞与支給額を決定する人件費施策を継続している。

本学園の経営状況については、表6-4-1のとおり、過去5年間、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで経常収支差額は毎年度収入超過（黒字）で推移しており、令和6（2024）年度決算における経営判断指標の判定は「A3段階」となっている。したがって、収入と支出のバランスを保った経営状況を維持している。

本学の経営状況についても、表6-4-2のとおり、過去5年間、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで経常収支差額は毎年度収入超過（黒字）で推移しており、令和6（2024）年度決算における経営判断指標の判定は「A3段階」となっている。

表 6-4-1 収支状況（法人）（2020～2024年度）

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
経常収支差額（円）	196,671,769	224,395,192	190,063,575	72,694,425	7,577,346
経常収支差額比率 （%）	11.8	13.3	11.5	4.7	0.5
基本金組入前 当年度収支差額（円）	206,651,033	232,653,887	208,258,843	129,022,677	△43,236,626

表 6-4-2 収支状況（短期大学）（2020～2024年度）

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
経常収支差額比率（%）	20.9	14.2	24.8	9.6	0.7

貸借対照表関係比率については表 6-4-3 のとおりである。安定した財政基盤の確立及び将来的な施設設備の更新・改修のための費用を積み立てるため、中期計画に基づき毎年度特定資産への組入れを行っている。

また、積立率については、令和 7（2025）年度までに 50%を達成することを当面の目標とし、令和 6（2024）年度末においては、目標を達成することができた。なお、本学園の財務資料（経年推移、財務比率の経年比較）については、各年度の事業報告書にて報告している。

表 6-4-3 貸借対照表関係比率（法人）（2020～2024 年度）

年度	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
特定資産構成比率（%）	3.4	5.5	7.6	9.8	12.1
流動資産構成比率（%）	17.9	19.5	22.2	19.4	15.7
積立率（%）	43.5	49.5	54.1	55.5	55.6

補助金の獲得状況については、平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度には、私立大学等改革総合支援事業補助金に採択され、「Society5.0」の実現等に向けた特色ある教育の展開及び「地域社会の発展への貢献」にむけて教育改革を実行している。また、令和 2（2020）年度には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策のための私立学校情報機器整備費補助金の交付を受け、遠隔授業を実施するための環境整備を行った。更に、令和 2（2020）年度からは、「高等教育の修学支援に関する法律」に基づく授業料等減免費交付金の交付を受け、学生の経済的支援を行っている。

本学園資金の運用については、「学校法人松山東雲学園 資金運用規程」に基づき、銀行大口定期預金または有価証券等により資産運用を行っている。なお、同規程において、保有する有価証券については、国、地方公共団体及び本学園が規定する格付機関により A 格以上の格付を有するものとしており、株式の年度末の時価が 30%以上下落し、一定の基準に達した場合は、「有価証券の減損処理に関する基準について」により、減損処理を行うようルール化している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-4-1】給与規程

【資料 6-4-2】2024 年度 事業報告書

【資料 6-4-3】松山東雲短期大学 特別補助一覧

【資料 6-4-4】学校法人松山東雲学園 資金運用規程

【資料 6-4-5】有価証券の減損処理に関する基準について

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

中期的な計画は、令和 6（2024）年 3 月に法人・理事会、中学・高等学校、及びこども園の「中期計画」を作成し、評議員会で意見を聴取し、理事会で議決して教職員に説明を行っている。また、大学、短期大学の中期計画及び 6 年間の財務計画は、令和 6（2024）年 5

月に理事会、評議員会に付議し、決定している。

各年度の事業計画書及び予算書は、中期計画に基づき、毎年度の予算編成方針を理事会で議決し、教職員に周知した上で、各部門の事業計画書（案）及び予算申請書（案）の提出と予算折衝を経て、本学園の事業計画書及び予算書を作成している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-4-6】学校法人松山東雲学園 財務計画 令和 6（2024）年度

【資料 6-4-7】予算編成方針 令和 6（2024）年度

【資料 6-4-8】事業計画書 令和 6（2024）年度

【資料 6-4-9】予算書 令和 6（2024）年度

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

予算については、予算編成方針に基づいた予算申請をもとに、予算案を作成し、毎年 3 月の評議員会にて意見聴取した後、理事会で議決している。

令和 7（2025）年度予算については、令和 6（2024）年 8 月に予算編成方針を理事会で承認後、令和 6（2024）年 9 月～10 月に関係部署が事業計画に基づいた予算申請を行っている。その後、令和 6（2024）年 12 月に予算折衝を行い、令和 7（2025）年 2 月の理事会で予算編成概要について審議した後、令和 7（2025）年 3 月の評議員会に諮問し、理事会の議決により令和 7（2025）年度予算を最終決定している。

日常的な出納業務は、「学校法人会計基準」「学校法人松山東雲学園経理規程」「学校法人松山東雲学園固定資産及び物品調達規程」等に則り、円滑に実施されている。通常は、既に承認されている予算に基づき、請求書等必要書類が各部署より経理課に提出され、所定の支払日ごとに経理責任者の決裁を経て支払いを執行している。また、見積価額が 100 万円以上、または予算化されていない 50 万円以上の支払いについては、事前に起案手続きにより理事長の承認を受けた後に支払いを執行している。予算執行状況については、経理課において財務会計システムにより管理するとともに、各課においても予算管理している。

当初予算に計上していない重要事項となる案件の執行については、起案手続きにより理事長決裁後に予備費等からの充当、または補正予算編成による対応を行っている。補正予算編成は、毎年度 1～2 回行い、評議員会にて意見聴取した後、理事会の議決により決定している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-5-1】 予算編成方針 令和 7（2025）年度
- 【資料 6-5-2】 予算書 令和 7（2025）年度
- 【資料 6-5-3】 学校法人松山東雲学園 経理規程
- 【資料 6-5-4】 学校法人松山東雲学園 固定資産及び物品調達規程
- 【資料 6-5-5】 補正予算書 令和 7（2025）年度

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「学校法人松山東雲学園業務監査規程」に基づき、教育研究等の学校諸活動における不正等の防止及び適切な予算執行等の点検・評価を行うことを目的に年 2 回（毎年度 10 月、5 月）内部監査・現物監査・小口現金の監査を実施している。また監事は「学園監事の監査実施要領」に基づき、1 年に 2 回（11 月、5 月）公認会計士から本学園の財務状況及び計算書類の監査状況について聴取している。

決算は、経理規程第 51 条に基づき、年度決算ほか、月次決算を行っている。年度決算は、会計年度終了後 2 か月以内に計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）、財産目録を作成し、公認会計士及び監事による監査を受けている。その後、計算書類は監事の意見を付して事業報告書とともに 5 月の評議員会へ報告し、理事会の承認を経て確定している。

また、計算書類、財産目録、事業報告書及び監事の監査報告書は、「学校法人松山東雲学園財務等の情報公開規程」に基づき閲覧に供するとともに、財務情報は本学園ホームページ上で公開している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-5-6】 学校法人松山東雲学園 業務監査規程
- 【資料 6-5-7】 学園監事の監査実施要領
- 【資料 6-5-8】 公認会計士監査日程表 令和 6（2024）年度
- 【資料 6-5-9】 独立監査人の監査報告書
- 【資料 6-5-10】 決算等の計算書 令和 6（2024）年度
- 【資料 6-5-11】 財産目録 令和 6（2024）年度
- 【資料 6-5-12】 学校法人松山東雲学園 財務等の情報公開規程
- 【資料 6-5-13】 松山東雲学園ホームページ「財務情報」

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

寄附行為をはじめとする各種規程等を遵守しており、経営の規律と誠実性は担保されている。管理運営体制については、最高意思決定機関である理事会の決定を踏まえ、法人及び大学の各管理運営機関において、使命・目的の達成に向けた業務を執行している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

中期計画に基づき収支バランスの確保を図り、法人全体として安定した財政基盤を確立するため、学生数の確保を最重要課題として位置づけている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生数の確保を進めながら、無駄な支出を抑え財政基盤を強固なものとしていく。